



創価大学

ISSN 0387-6209

創大平和研究

SOKA UNIVERSITY

PEACE RESEARCH

第 40 号

2025

創価大学平和問題研究所

創 大 平 和 研 究

〔第40号〕

2025年

創価大学平和問題研究所

創大平和研究

第40号 (2025年)

目 次

巻頭言

国際社会の平和と人道の追求 …………… 玉井 秀樹 … (1)

【論 説】

戦後日本における難民問題の思想的起源 …………… 蔦木 文湖 … (7)

【講 演】

現下の国際情勢と平和に向けた被爆地広島・平和首長会議の取組
…………… 香川 剛廣 … (35)

8歳の記憶「ヒロシマ」 …………… 八幡 照子 … (47)

「核兵器のない世界」の現在地 …………… 浅野 英男 … (61)

【書 評】

永井隆『長崎の鐘』再読 …………… 田中福一郎 … (75)

研究所報

Soka University Peace Research

No. 40, 2025

Contents

Preface

Article

- The Intellectual Origins of the Refugee issue in Postwar Japan
..... TSUTAKI, Fumiko ... (7)

Lectures

- The Current Global Situation and Initiatives by Hiroshima
and Mayors for Peace for a Peaceful World
..... KAGAWA, Takehiro ... (35)

- Remembrances of Hiroshima: A Child's Memory at Eight
..... YAHATA, Teruko ... (47)

- A World Without Nuclear Weapons: Current Status
and Future Outlook ASANO, Hideo ... (61)

Book Review

- Rethinking Takashi Nagai's *The Bells of Nagasaki*
..... TANAKA, Fukuichiro ... (75)

Announcements

巻頭言

国際社会の平和と人道の追求

創価大学平和問題研究所 所長 玉井秀樹

2026年1月3日、米国がベネズエラに対して軍事攻撃を行い、マドゥロ大統領及び同夫人を拘束、米国に連行するという衝撃的な事件が起きた。トランプ大統領はこの軍事行動の理由を「麻薬犯罪にかかわる人物を米国の法によって裁くため」としたが、ベネズエラの石油権益を手に入れる目的のあることを隠そうとはしなかった。

ロイターなど複数のメディアが、1月8日に公開された『ニューヨーク・タイムズ』のインタビューを受け、「国連人権高等弁務官事務所は、ベネズエラに対する米国の軍事作戦は国際法に反し、世界の安全を脅かすものだとしているが、トランプ氏は同紙に『私には国際法は必要ない』と発言」と伝えた。また、1月7日には66の国際機関からの脱退または資金拠出の停止を指示する大統領覚書を公表している。

何千万という人命を奪い、国土を破壊した世界戦争を再び起こさないために80年前に創設された国連システム—国際社会に普遍的な規範に基づく法と秩序を生み出した当事者がこれを無効化しようとする。私たちはそういう時代に生きていることを痛感させられる。

米ソ冷戦後の国際社会は米国の覇権的支配から「Gゼロ」の世界へ移行しているとみられていたが、再び大国による支配—新たな Balance of Powers が到来しているともいえよう。しかし、このような大国による剥き出しの国益追求が私たちに何をもたらすのか。私たちは、これをただ「時勢」とであると傍

観することは許されないであろう。

トランプ大統領は、紛争を止め、平和をもたらした大統領としてノーベル平和賞を受け取る資格があるとも主張しているが、このノーベル平和賞の創設にあたって忘れてならないのは、ベルタ・フォン・ズットナー（Bertha von Suttner: 1843-1914）であろう。

いわゆるウィーン体制が解体し、列強の帝国主義的競争が進むヨーロッパに生きたズットナーの主張する平和は、戦争の幕間の平穏ではなく、国益追及の手段としての武器の放棄によって戦争のない世界を構想するものであった。当初は、夢想的な武器放棄を叫ぶ彼女の姿は「平和のベルタ」と揶揄されていたが、1905年には女性初のノーベル平和賞受賞者となった。

ノーベルが平和賞を構想するにあたってズットナーに大きな影響を受けたことが知られており、彼女に同賞を授与することが想定されていたとも言われている。ズットナーのノーベル平和賞受賞理由は、1889年に発表した著作『武器を捨てよ！』が多くの読者を得て反戦・平和思想の普及に貢献したこと、そして、オーストリア平和協会を創設するなど平和活動家として国際平和会議の開催に貢献したことなどが挙げられる。戦争の手段をなくすことで戦争のない世界としての平和の実現に尽くした彼女の活躍に匹敵する者こそが同賞を受けるに値する人物といえるであろう。

しかしながら、100年前の世界では帝国主義的競争の激化と国民主義／国家主義の熱狂のなかで、ズットナーたちが進めた「平和のための備え」は蔑ろにされ、世界戦争を引き起こしてしまった。取り返しのつかない過ちを犯して、ようやく人類は「平和のための備え」として、人権の平等と人民主権という普遍的価値に基づき、武力不行使という原則を法による支配で維持するという体制を構築したのである。今、この不戦体制を蔑ろにする国連加盟国は、ズットナーの努力を蔑ろにした過去の過ちが何を引き起こしたのかを想起すべであろう。

当研究所が実施してきた平和講座（共通科目「平和と人権」／「環境と開発」）では、核兵器のない世界に向けた学びを提供するプログラムとして、広島平和

文化センターの「広島・長崎講座」の認定を受けた。本年度の講座では被爆体験者の方の講話を伺うなど、被爆体験の意味を考える重要な機会を得た。広島、そして長崎に投下された原子爆弾によって筆舌に尽くせぬ苦しみを受けてきた被爆者の方々が、あまりにも理不尽な苦しみと不幸を与えた国や社会への憤激、怨恨を乗り越え、大変な苦勞の末に「このような苦しみを他の誰にも与えてはならない」という人類の教訓へと昇華し、普遍的な価値を創造されてきたことの重大さをあらためて学ばせていただいた。

核兵器が実際に使われれば、そこには勝利も平和もない。被爆者の皆さんが二度と生み出すまいと努力してきた凄惨な苦しみと不幸がもたらされるのみである。今、核兵器を平和維持の手段として使おうとする為政者はその矛盾をどれほどの現実感をもって認識できているのであろうか。

核兵器が近代文明の限界を象徴する存在であることは、創立者・池田大作先生が当研究所紀要に寄せられた「21世紀への平和路線」で論じられているが、その構想の淵源は戸田城聖先生の「原水爆禁止宣言」にある。この宣言が持つ思想的な意味について、池田先生は以下のように展開されている。

現在の状況に照らして、私が重要と考える宣言の柱は、「政治指導者の意識変革」「核兵器禁止の明確なビジョン」「人間の安全保障のグローバルな確立」の3点です。

第1の柱は、「われわれ世界の民衆は、生存の権利をもっております。その権利をおびやかすものは、これ魔ものであり、サタンであり、怪物であります」と述べ、核保有の奥底にある国家のエゴイズムを厳しく指弾し、指導者の意識変革を強く促した点です。

「サタン」や「怪物」といった表現は、いささか唐突で奇異な印象を与えるかもしれませんが、核抑止論の底流には、自国の優位や安全のために人類を犠牲にすることも辞さない、常軌を逸した非情の論理が脈打っていることを人々にわかりやすく伝えるとともに、指導者に内省を求めることに主眼がありました。

第2の柱は、「もし原水爆を、いずこの国であろうと、それが勝っても負けても、それを使用したものは、ことごとく死刑にすべきである」と述べ、いかなる理由があろうと、いかなる国であろうと、核兵器の使用は絶対に許されないと明言した点です。

生命尊厳の思想を根幹に据える仏法者として死刑に強く反対していた師が、あえて極刑を求めるかのような表現を用いたのは、核使用を正当化しようとする論理に明確な楔を打ち、その根を断つためでした。

戸田会長は、人類の生存権を根源的に脅かす存在である核兵器は“絶対悪”にほかならず、核兵器を従来の兵器の延長線上に置いて、状況に応じて使用も可能な“必要悪”と考える余地を一切与えてはならないと強調したのです。

第3の柱は、「核あるいは原子爆弾の実験禁止運動が、今、世界に起こっているが、私はその奥に隠されているところの爪をもぎ取りたいと思う」と述べ、核実験への抗議もさることながら、多くの民衆の犠牲の上で成り立つ安全保障思想の根絶を図らない限り、本質的な解決はありえないことを指摘した点です。

ひとたび核攻撃の応酬が始まれば、他国の国民にとどまらず、自国の大半の国民も犠牲を免れないことは明らかです。そうした事実を目をつぶって、いくら「国家の安全保障」を声高に叫んでも、本来守るべき国民を捨象した“抜け殻”でしかありません。

核兵器が使用されないまでも、核実験に伴う放射線被曝で多くの人々が命を落とし、がんや遺伝性疾患などに苦しめられています。また、核兵器関連施設の周辺でも、同様の被害が広がっていると言われます。

戸田会長の熱願は、「世界にも、国家にも、個人にも、『悲惨』という文字が使われないようにありたい」（『戸田城聖全集第3巻』）との一点にありました。

その熱願が凝縮した宣言は、一人一人の人間が直面している悲惨な状況を取り除くことに平和の基礎を見いだすアプローチ——すなわち、今日、

その重要性が叫ばれている「人間の安全保障」の視座に立脚したものであったのです。

そして何より重要なのは、戸田会長が、「世界」と「国家」と「個人」という、それぞれのレベルにおいて、等しく悲惨な状況を招いてはならないと強調していることです。

つまり、いくら世界の平和を守る大義があったとしても、犠牲となる国があってはならない。国の安全を守るためとはいえ、一般民衆を犠牲にすることがあってはならない。こうした状況を引き起こしている元凶を見定め、核問題の「奥に隠されているところの爪をもぎ取る」作業こそ、人類に課せられた共同の責任ではないでしょうか。

戸田第二代会長生誕110周年記念提言「核廃絶へ 民衆の大連帯を」2009年9月8日

創立者は、「国家・民族の名誉のため」、「国益のため」などいかなる大義も、他者を犠牲にして実現してはならないという「人道」の追求こそ、あるべき平和実現の在り方であることを一貫して訴えてきた。また、多くの世界市民はその道を歩んできた。国連総会では、「2030アジェンダ」ですべての人が尊厳をもって生きる自由を享受する社会をめざすことが確認され、欧米社会では、DEI = Diversity (多様性)、Equity (公平性)、Inclusion (包括性) の促進がめざされるようになっていた。

平和社会の創造をめざすこの営為は、利己主義を乗り越えて異文化を理解し、自己変革を続けるということであり、そう容易なことではない。国際社会における多国間主義、国際協調の後退、日本や欧米諸国における排外主義的雰囲気拡大は、この人道の追求の困難さを示すものともいえよう。そのような時であるからこそ、普遍的な人道的価値を追求する連帯の拡大に取り組まなくてはならない。

平和の建設は、
「諦め」と「希望」の競争である。

「無力感」と「執念」の競争である。
諦めの無力感が蔓延すれば、
それに比例して
“力に頼る風潮”は増大してしまう。
それこそが問題なのだ。
しかし、この世に、
あの地獄のような惨劇をもたらす
兵器を生み出したのは、人間である。
ならば、人間の英知で
核兵器を廃絶できないわけがない。

〈四季の輝き—池田先生の心〉 青年の人間革命が世界を変える

『聖教新聞』2024年3月24日

(2025年1月31日記)

論 説

戦後日本における難民問題の思想的起源 —1970-80年代の大沼保昭¹⁾の研究をてがかりに—

創価大学平和問題研究所 助教 葛 木 文 湖

はじめに

2022年から2023年にかけて、新聞や雑誌論文等で大沼保昭の1986年の著作『単一民族社会の神話を超えて²⁾』への言及が相次いだ。大沼は国際法学とともにアジアに対する戦争責任問題を一貫して問い続け、日本における議論の先駆者であったが、本書は1975年から1985年にかけて、在日韓国・朝鮮人問題と出入国管理体制、これに関わる日本社会の単一民族神話について多様な媒体に発表した論稿を収録したものである。

これが発刊から40年近くを経て再び参照されるようになった背景には、入管による外国人への危険視のルーツを、戦前の入管体制に求める議論がある。そこでは、内務省や特別高等警察（特高）が治安維持を主目的として入国管理の業務を担当し、戦後の占領期にも旧特高関係者が入管業務を担ったことで、在日朝鮮人に対する強い偏見や差別意識までが引き継がれてしまったとする指摘の根拠として、大沼による聞き取り調査の結果が引用されている³⁾。このような引用は、2021年に廃案になったのち、中核部分は変わらないまま2023年に成立した入管法改正案をめぐる議論でも見られた⁴⁾。こうした議論に、大沼の著作は学術的な裏付けを与えているのである。

このように入管收容の問題が注目されるなか、戦前から現在まで引き継がれる入管体制に対し、大沼が指摘した課題を歴史的に再認識する必要性が増して

いる。日本の難民受け入れは、インドシナ難民以降といわれるが、難民条約以前の難民と収容のありかたにこそ、現在の問題の根源があるとの認識も広がっているからである⁵⁾。

大沼は後述するように入管体制を「狭義」と「広義」に規定しているが、本稿では、狭義の入管法制や在日韓国・朝鮮人の法的位置づけに関する大沼の研究にも触れつつ、特に「難民問題」として捉えることのできる大沼の議論に焦点を当てて検討したい。

具体的には、1970年代の『告発・入管体制⁶⁾』（1971年）所収の論文、「出入国管理法制の成立過程⁷⁾」（1978年）、雑誌論文、80年代の難民問題に関する報告や論文、さらにこれらを振り返る鼎談を収録した『戦後責任⁸⁾』（2014年）をてがかりとする。1970年代から80年代にかけて大沼が提示した代表的な問題提起を振り返ることで、現在の日本における難民問題への考え方がどのように形成されてきたのか、その思想的根源を理解し、現在の問題を検討するための礎としたい。

1 日本の難民研究と大沼の視点

日本において「難民」が学術的・社会的な検討対象となった大きな転換点は、1975年のベトナム・ボートピープルに始まるインドシナ難民の受け入れである。それ以前、難民問題は「遠い国の出来事」であり、自国に関わる事柄としては認識されていなかった。難民を難民として受け入れ保護するという前提での外国人の受け入れは、このインドシナ難民への対応が最初の体験となったといわれる⁹⁾。戦前のロシア難民やユダヤ難民、戦後の朝鮮半島の混乱の中で日本へ避難してきた人々や軍事政権下の台湾や韓国からの政治亡命者に対し、日本は難民としての政策的な対応をとってこなかったからである¹⁰⁾。

そのため、当初の日本の難民研究は、入管体制や在日外国人の法的な課題を検討する一環のなかで扱われるものであった。しかし、インドシナ難民以降、実務的な対応の変遷とともに、法学、歴史学、社会学、国際政治学や人間の安全保障などの分野で、多角的な研究がおこなわれるようになっていった¹¹⁾。

その一方で、近年、日本の難民認定の基盤となる出入国管理法制そのものの構造的課題を再考する試みが重要性を増している。米国の当局者ならびにアメリカ・モデルの多大な影響のもとに成立した日本の戦後の入管・国境管理制度の起源について検証したテッサ・モーリス＝スズキは、「戦後の日本の入管法は、その他の戦後改革と同様、相当程度、占領期と冷戦の政治的産物であった。この法律は、導入された後で何度か改定されたが、その当初の性格をかなり残している。(中略)その起源についての外観が示すように、この法律は、1950年代という時代背景を考慮しても、イデオロギー性が強くて非現実的な、冷戦下の破壊活動に対する不安によって生み出されたものであった。それ以来、入国者に対する厳格な管理と、この法律に体现されている大幅な官僚の自由裁量権との組み合わせが、日本の出入国政策の特徴として残ることとなった。」と指摘し、この制度の遺産は現在のグローバルな移動の時代における日本の社会的・経済的ニーズに合致せず、入国者の権利の適切な保護を約束するものにもなっていないと、厳しく批判している¹²⁾。

同様に、1950年代の朝鮮人をめぐる在留特別許可は、追放と包摂の力学を内包するものであり、これはローカルな道徳や国際関係によって影響を受ける歴史的産物だったと指摘されるなど、占領期の出入国管理をめぐる歴史学的な研究もさかんになってきている¹³⁾。日本人と外国人のはざまで揺れ動く境界に着目し、管理体制の構築における現場の実務者の役割や地域社会のありようを位置づける試みもおこなわれている¹⁴⁾。

さらに、1969年から71年の反「入管体制」運動についての研究において、盧恩明は大沼が入管体制へのアプローチを3つに整理したことを指摘し、「日本政府は、一方では旧植民地出身者の存在を認めながらも、他方では絶えず彼らを排除し差別する『出入国管理体制』を組み立てた」としている¹⁵⁾。

また、1951年の難民条約加入以前の日本において、実質的な難民がどのように扱われてきたかという法学的研究も進んでいる。小畑郁は、難民条約以前の日本において、朝鮮戦争や済州島4.3事件¹⁶⁾などの戦争や迫害から逃れてきた韓国・朝鮮人をも「難民」ではなく「密入国」「不法」な入国者として認識し、適切な保護や地位を与えなかった日本の規範意識を問題視した。そして、

難民を生み出す構造への日本政府の無理解と、政府間の友好関係への配慮といった戦後の構造が、現在も再生産されている現状を批判している¹⁷⁾。

このように日本の難民研究では、インドシナ難民以後、国際的な人道支援としての視点と並行して、日本の入管制度の差別的な構造への批判や歴史的な再検証が進んでいるといえるだろう。

そして、難民条約以前にこの問題に法制度の側面を中心にしながらも、社会構造に踏み込んで研究を行ったのが大沼である¹⁸⁾。大沼は、国際法学者として戦争責任・戦後責任、サハリン棄民、慰安婦問題、戦争と平和の法、文際的国際法を研究するとともに、難民・入管問題、在日韓国・朝鮮人の法的地位と人権、指紋押捺問題、外国人教員、国籍、留学生、外国人労働者問題などの研究に取り組んできた。

酒井哲哉がいうように、国際法学者としての大沼の研究は、「平和に対する罪」の形成過程を扱った『戦争責任論序説¹⁹⁾』からはじまるといわれ、大沼の研究の出発点が戦争責任論の国際法的把握であったことを示すとされてきた²⁰⁾。しかし、同時に本論文で展開するように、これより以前に最初の論文として執筆された『告発・入管体制』所収の論文もまた、大沼のもう一つの研究の出発点として位置付けられるだろう。なお、難民問題と在日韓国・朝鮮人の法的地位や外国人問題などは、密接に関連しながらも完全に重なるものではないことを前提に、難民という言葉と現象についての記述がある論文や報告を中心として、本論文では分析をおこなうものとする。これにより、法制度論にとどまらない大沼の難民観の思想的淵源を明らかにしたい。

そこで、その膨大な研究から難民問題に言及する大沼の著作を挙げると、次の通りとなる²¹⁾。

- 「政治犯不引渡の原則と難民保護」東大法共闘編、『告発・入管体制』（亜紀書房、1971年）²²⁾
- 東大法共闘編、『入管体制資料集』（亜紀書房、1971年）
- 「出入国管理法制の成立過程 1952年体制の前史」寺沢一，山本草二，波多野里望，筒井若水，大沼保昭編『高野雄一先生還暦記念論文——国際法学の再構築——下』（東京大学出版会、1978年3月）

- 「出入国管理法制の成立過程（1）～（15・完）」（資料と解説）『法律時報』50巻4号～51巻8号（日本評論社、1978年4月～1979年7月）
- 「出入国管理行政を論じあう——現状をどうみるか——」（藤岡晋との対談）『世界』401号（岩波書店、1979年4月）
- "Toward a Structural Approach to the Refugee Problem" (Symposium on International Humanitarian Law, Sanremo, Italy, September 1982) (学会報告)
- 「『外国人の人権』論再構成の試み」法学協会編『法学協会百周年記念論文集』（第二巻 憲法・行政法・刑事法）（有斐閣、1983年10月）
- 「在日朝鮮人と出入国管理体制」『季刊三千里』39号（三千里社、1984年8月）
- 『ドリ안의国、ロームシャの影——東南アジアを旅して考える』（リポート、1985年）
- 「単一民族社会の神話を超えて」『中央公論』（1985年9月号）
- 『単一民族社会の神話を超えて——在日韓国・朝鮮人と出入国管理体制——』（東信堂、1986年4月）
- 「難民問題の歴史と最近の変化」『日本における難民認定をめぐる諸問題——難民法律セミナー報告——』（法律扶助協会、1986年7月）
- 「人道援助機能（難民救援活動）」佐藤栄作記念国連大学協賛財団編『国連を改造する——国連機能の強化についての考察と提言——』（世界の動き社、1986年8月）

1993年に発刊された『新版 単一民族社会の神話を超えて』の「新版あとがき」で大沼は、1985年に『中央公論』に「単一民族社会の神話を超えて」を公表して以来、個人としてはこの分野でまとまったものを書いていないと述べている。そして、それまで主張してきた在日韓国・朝鮮人を中心とする定住外国人への社会保障の適用、強制退去の原則的不適用、指紋押捺制度の撤廃ないし免除、再入国制度の改善などは、かなりの程度実現されたか、されつつある、とした²³⁾。

そこで、次章以降、入管体制や難民問題についての大沼の研究を1980年代半ばまでに発表された上記のリストに焦点を当てて検証することで、戦後日本における難民受け入れに大きな影響力を持ってきた大沼の難民問題に対する問題提起の特徴からその思想的な起源を明らかにし、現在の日本における難民問題を再考するてがかりとしていきたい。

2 入管体制と難民保護（1970年代～80年代前半）

1960年代後半、在日台湾人や在日朝鮮人の強制退去の不当性を訴える裁判が相次ぐ一方、政府の提出した入管法改正案は四度にわたり廃案となった。そのような中で、日本社会の大きな潮流となった学生運動のテーマのひとつとして、入管体制が議論されていった。

1971年に出版された東大法共闘編『告発・入管体制』所収の各論文には著者名がないが、少なくともそのうち第二章「政治犯不引渡の原則と難民保護」は、大沼の執筆した論文であることを、のちに本人が明言している²⁴⁾。また、2022年から23年にかけての議論において『単一民族社会の神話を超えて』があらためて注目されたが、実際に参照されたのは同書に所収された論文「出入国管理法制の成立過程—1952年体制の前史—」であり、この論文の初出は、1978年出版の寺沢一・山本草二・波多野里望・筒井若水・大沼保昭編『高野雄一先生還暦記念論文—国際法学の再構築—下』である。

加えて、70年代後半から80年代半ばにかけて、大沼はインドシナ難民の受け入れとの関係から入管体制を議論していく。対談「出入国管理行政を論じあう—現状をどうみるか—」と「在日朝鮮人と出入国管理体制」、「単一民族社会の神話を超えて」が、これにあたる。

そこで、上記の論文・対談に基づき、この時期の大沼の論考において、日本の難民問題が入管体制の問題としてどのように位置づけられ認識されていたかを明らかにする。

2.1 政治難民としての在日台湾人・朝鮮人

大沼の論文「政治的不引渡の原則と難民保護」は、東大法共闘編『告発・入管体制』に所収されているが、執筆者は東大法学部共闘会議に所属する助手、大学院生であり、大沼はそのメンバーとして執筆・編集に携わっていた。1969年に出入国管理法が廃案となる過程で、当時の学生運動において入管問題が大きな政治的テーマとなった²⁵⁾。大沼はこれを日本の政治史上きわめて興味深いこととし、入管法「改正」法案への批判、反対運動は、当時それと思想的に重なり合っていた全共闘運動・新左翼運動の意味付けともかかわるとした。そして、自身にとっての全共闘運動は、反入管闘争であり、ベトナム反戦運動だったと述懐している²⁶⁾。こうしたなかで、入管体制の法的側面を中心に、資料の収集と分析に限定して議論を進めたものが本書であり、その第二章が大沼執筆の論文である²⁷⁾。

この論文は、序節、第1節、第2節で構成され、序説では論文の視座が明らかにされる。それは、

「入管問題は決して在日『外国人』の問題でなく、抽象的な人権・人道一般の問題でもない。それはアジアにおける常なる抑圧者たる日本人＝われわれ自身と、被抑圧者たる朝鮮人、中国人との関係——われらの内なる差別（津村喬）——を問題とすることであり、さらにはそれを規定する要因、すなわち明治維新以来の近代化に名をかりたアジア諸民族に対する抑圧と、60年代後半から明らかにその姿を見せはじめた日本帝国主義の自立化＝アジア侵略を問題とすることなのである。しかも、後者を口にする場合も、われわれは決してそれを日本国『政府』の、あるいは日本の『独占資本』の帝国主義的進出としてのみ扱ってはならず、われわれ自身がその事実に日常的に加担していること——日々の発想と行動において——を決して見失ってはならないだろう²⁸⁾。」

とあるように、入管問題は外国人の人権問題ではなく、植民地時代から引き続く日本人と朝鮮人、台湾人というアジアの人びととの間の差別的構造とそれを是としてきた日常的な日本人の認識と行動にあるという、その後の大沼がこの問題に対して一貫して持ち続けた視座が提示されている。

そのうえで、次の「第一節 政治犯罪人不引渡の原則——その「射程」と

は？」では、まず入管体制における強制退去の問題を提示する。1967年に強制退去を受けた者のうち在日韓国人、中国人が約82パーセントにのぼることをあげ、その強制送還先の韓国、台湾は当時抑圧的な体制下にあったことを指摘する。すなわち、「入管令における退去強制とは実は、在日朝鮮人、在日中国人を過酷な抑圧体系をもつ国に引き渡すことと同値²⁹⁾」なのであった。

そして、こうした強制退去をともなう入管体制は、日々の過程で行われるアジアの人びとに対する優越意識の再生産を背景に、日本のアジア諸地域に対する侵略を日本人一人一人の無意識の世界において可能にする新たな形態であると位置づけた。そのうえで、入管当局が外国人一般の入管事務を行なうという名目で、その大部分を占める朝鮮人、中国人の行動を規制し、警察権力が差別的なアジア人観にもとづく捜査、逮捕活動を行なうとき、入管体制はまさにこの差別構造を固定させ定着させているとし、人々の意識と入管当局との共犯関係により構築しているのが、入管体制であるとしたのである³⁰⁾。

さらに、強制退去に関わる政治犯不引渡の原則の成立過程とその問題点を、西洋近代以降の状況から歴史的に明らかにする。大沼は政治犯概念の意味内容が変質する過程で不引渡の原則自体は、「今や国家は、正面切ってそれに敵対する行動をとることが著しく困難な一般的法規範として³¹⁾」、その範囲を狭めながらも確立される一方、基本的には国際政治状況によって規定されるものとなっていったと述べる。そこで、東アジアの政治状況を示し、1960年代の日本—韓国、日本—台湾の緊密な関係は、アジア安保体制の構成要素となっていたうえで、それは外的な政府の問題にとどまらず、日本人ひとりひとりの「内なる帝国主義」という意識構造の問題であることを指摘する。この日本人の他のアジア人に対する優越的な意識構造は戦後も崩壊することがなく、むしろ「その存在がより身近であり、より具体的であるが故に、より直接的、より具体的な差別構造が定着した³²⁾。」との分析は、アジアを中心とする外国人によって生活のあらゆる側面が支えられている現在の移民・難民問題にも関わるものであるといえるだろう。

続く「第二節 政治難民の保護」では、国際社会において政治犯よりもはるかに広い概念として政治難民が位置付けられ、動乱のさいに生じる種々の形の

難民を個別に救済してきた結果として、政治難民というひとつの概念で表現できる集団が意識されるにいたったとする。そして、特に韓国・台湾から密入国者とされた人々は、その多くが政治犯というよりむしろこの難民に該当すると指摘する³³⁾。

しかし、この論文執筆当時、難民条約を日本は批准しておらず、また世界人権宣言等が法的拘束力を持たない中で、政治難民の保護を国際法上の義務と主張することには一定の限界を伴うことはふまえつつも、当時60万に及んでいた在日朝鮮人の問題はヨーロッパ的感覚からすればむしろ難民の問題であるとするのである。

そして、難民である彼らを強制送還や帰国による迫害から守ることが最重要とすれば、「国際人権」を強調することは簡単に否定できないとする。しかし、その場合も、本来、人権は強大な国家権力、行政権に対して自身を守るという緊張関係にあるが、その一方で国際関係においては国家権力によって人権が担保されるという中で持つ意味を考える必要性を指摘したことは、大沼の難民観、人権観の根底にあるものとして明記すべきであろう。このことは、政治難民の保護は決して人道・人権意識のみに支えられて発達してきたわけではなく、常に政治的な意味を持ってきたこと、そして政治難民として朝鮮人、中国人に対することが、差別を前提としていくばくかの恩恵を与えるという、日々の差別構造の再生産に加担することになる恐れがある、との記述にも鮮明にあらわれている³⁴⁾。

この論文はこのように政治犯不引渡の原則や難民の保護の限界を強調するものであった。それは、国際法はあくまでも支配の法体系であり、しかしその中で利用しうる部分はそのイデオロギー性、限界を認識しつつ利用する、という大沼の姿勢を明確にするものであった。国際法と人権に基づく難民の保護に限界がありながらも、これを利用して日本社会の差別構造を乗り越える必要性が示された論文であり、以後、大沼が展開する国際法観と難民問題に関する考察の基盤となっていくものという意味で重要である³⁵⁾。

2.2 社会全体の構造としての入管体制の検証

1978年の論文「出入国管理法制の成立過程——1952年体制の前身——」で、大沼は、前論文で問題視した狭義の入管法制の出発点となる占領時代に焦点を当て、法務省、内務省、外務省、占領軍総司令部、米国内務省の資料を用いてその成立過程を明らかにし正確に認識することで、問題解決への展望を開こうとした。そして、この議論を展開するにあたり調査した資料とその解説は、「出入国管理法制の成立過程(1)～(15・完)」(資料と解説)として1978年から79年にかけて『法律時報』に連載され、大沼の議論の確固とした裏付けとなった。

大沼はこの論文の「はじめに」の注において、狭義と広義の入管法制を整理している。個人の入国、在留、出国を規制する法規則の総体としての出入国管理令という直接的規制、そしてこれに入管行政に必要な情報を把握し活動の規制に奉仕する間接的規制である外国人登録法を加えたものを、狭義の入管法制とする。一方、年金や社会保障、参政権や公務員の就任要件などに、国籍を根拠として外国人に自国民と異なる処遇を規定する明示の法規定の総体と、明示の差別規程はなくとも差別を禁止しないことでこれを容認する消極的な法制度を、広義の入管体制とすると述べている。そして、本論文の考察対象は狭義の入管体制であるが、基本的な視座は広義の入管体制全体に置かれているとしている³⁶⁾。

さらに、大沼は1983年に発表された「在日朝鮮人と出入国管理体制」で、出入国管理体制を考察するアプローチとして、以下の三つの方法を提示している。第一は、出入国管理及び難民認定法(旧・出入国管理令)や外国人登録法といった「法制度」を中心に据える手法、第二は、日本帝国主義の歴史的段階に応じて各制度を相対的に捉え、それを「入管体制」として規定する手法、そして第三は、これらと重なりつつも、日本の朝鮮・台湾に対する植民地支配と、それに続く戦後の旧植民地出身者およびその子孫に対する管理政策の総体を対象とする手法である。大沼は、これらを踏まえたうえで、日本社会の心理的基盤をも含む「社会全体の構造」として入管体制を捉える姿勢の必要性を説いている³⁷⁾。広義の入管法制全体をさらに広くとらえ、社会全体の構造から入

管体制を検証するのが、大沼のとったアプローチといえるだろう。

「出入国管理法制の成立過程」では、明治憲法下の入管法制から外国人登録令体制、保守体制の自立化と外登令の改正、統一入管機構の発足と幻の退去強制手続令と、1952年体制に至る前史としての入管法制の概観が示されていく。そこで、大沼は1950年に入管庁が設立され機構的に確立した入管法制は、個人の権利の手続的保障の観念をはぐくむ機会を持たないまま、米国の移民法をモデルとして1952年からの入管体制へ向かっていったと結論づけるのである³⁸⁾。

戦後の日本社会における出入国管理体制の変遷を三つの時期に区分して論じている「在日朝鮮人と出入国管理体制」では、この1945～1952年を第一期とし、連合国の占領下という特殊な条件下、米国のリベラルかつ共産主義の伸長を防ぐという二面的な政策、戦前特高の一員として朝鮮人取り締まりに当たった官僚が出入国管理に携わり、公安的な発想をもって在日朝鮮人を監視する日本の官僚機構の果たした役割、戦前から引き継がれた単一民族神話に基づく対他民族観、さらに当時の在日朝鮮人の解放運動に対する取り締まりの正当化という四点に特徴があるとする。そして、1947年の外国人登録令を法制面での中核とし、在日朝鮮人の本国への帰還や日本政府の裁判管轄権の範囲などに関する占領軍の指令が、戦後の入管体制の枠組を形作っていたとしている。

これについて大沼はその後、次のように論じている。「当時の日本の国籍法は父系血統主義を基礎にしているが、出入国管理法制は出生地主義の国籍法を持つ米国流の考えでできている。米国の法制では米国民となり移民法の規制対象にならない2世3世たちが、日本の国籍法制では外国人として厳しい規律・監視下に置かれている、さらに初代の出入国管理令と外国人登録令を作り上げた人たちのかなりの部分が旧特高の役人であることが、聴き取りを重ねてわかってきた。多くの人が聞き取りをするのが苦痛なほど偏見・差別意識の強い人たちで、彼らの頭の中では在日朝鮮人は差別と治安の対象でしかなかった³⁹⁾。」

このような考察から明らかなように、大沼は1952年体制の前史としての入管法制は、日本国民であった植民地出身者を「外国人」とみなして管理の対象

とする構造的矛盾をもつなか、戦前の植民地支配下に培われた差別と偏見が後押しするかたちで個人の権利保障を後回しにする負の遺産であり、現代の入管問題へと繋がる決定的な端緒となったと指摘したのである。

そのうえで、大沼は「在日朝鮮人と出入国管理体制」でその後の出入国管理体制の変遷を、1952年～1982年を第二期、1982年以降を第三期として論じている。

第二期は、独立の回復により、占領軍による日本の入管体制への直接的関与が姿を消したこと、そしてそれまで法的には日本国籍を保持するとしてきた在日朝鮮人・台湾人を、サンフランシスコ講和条約の発効とともに、民事局通達によって一律に国籍を喪失したものとし、入管法制の下におくことにしたことを、最大の特徴であるとする。1950年制定の父系血統主義に基づく国籍法、51年制定の出入国管理令、52年に外国人登録令を改正して作られた外国人登録法が、出入国管理体制の強固な柱として機能したこの時期には、他民族、なかでも在日朝鮮人・台湾人に対する管理と差別が当然のものとして正当化された。そして、この正当化は、社会の構成員としての生活関係に関わるあらゆる分野で用いられ、広義の入管体制を形作ったとする。1965年の日韓条約の締結に伴う韓国籍の人びとの協定永住資格の取得により、法律の明文上一定の法的資格を持つことになったが、これも52年体制と呼ばれる厳しい入管体制の基本的な変容をもたらすものではなかったとするのである。

一方、第三期は、1952年の入管体制が転換期を迎えた時期だとしている。それは、70年代後半から徐々に柔軟な外国人政策へ変容したことによる。その背景として、第一は、最高裁が外国人の政治活動の自由を認めたマククリーン判決の影響、第二に行政の経済合理化が要求されたこと、第三に1979年の国際人権規約および81年の難民条約批准に伴う入管体制の変容を求める国際的圧力、第四に社会の一員、住民という自覚に立脚した在日外国人の差別撤廃運動の広がり、そして第五に在日朝鮮人の事実上の同化傾向を助長する政府の方針をあげている。これらを背景に1982年に施行された新入管法の成立へと至ったというのが、大沼の考察である⁴⁰⁾。

以上のように、入管体制についての歴史的考察では、直接的な難民問題への

言及はなされていない。しかし、戦前から引き続く秩序維持と取り締まりを目的としながら、占領政策に影響を受けた入管体制の成立とその後の変遷は、日本における難民保護の問題を規定する重要な背景として、現在の日本社会の姿勢にも大きな影響を与えているといえるだろう。

入管法は現代にいたるまで改正が続いており、狭義の入管体制は変化し、大沼自身もいうように、大きな改善も見られる。しかし、大沼が入管体制を論じる中で問題提起した日本社会の差別構造としての入管体制は、その体質を維持し続け、現在の日本における難民受け入れをめぐる諸問題の根底にあるといえる。

田中宏は、『告発・入管体制』について、入管行政を狭く見るのではなく、外国人を取り巻く諸問題を広く「入管体制」として把握したものと評価している。そして、治安対策の最終形態としての強制退去の手続きにおいて、司法上の刑事罰と何ら異ならないにもかかわらず、行政処分として位置づけられることにより、被告人の保護をまったく無視した中で刑罰が科せられるという入管行政のもつ根源的な問題への批判がなされていると指摘している。その後の難民条約批准に伴い自国民中心主義の入管体制は大きく修正されたものの外国人学校への差別や外国人受け入れ政策のいびつさなど国際人権と乖離した日本の姿には、日本人と外国人の分断政策であると大沼たちが指摘した入管体制の狙いが引き継がれているとして、この著作の現代的意義を示した⁴¹⁾。

大沼自身は2000年代に、この著書の背景となる60年代から70年代の反入管闘争を振り返り、当時は韓国と台湾が軍事独裁体制であり、政治亡命者としての側面を強く有しながら日本に滞在している人が多数いたことをあらためて指摘している。そして、日本政府が彼らの在留を認めずに送還すると、死刑あるいは無期懲役となる事態を新聞などメディアも多く伝えており、それが当時の入管法改正案の不成立へとつながったとした。『告発・入管体制』所収の論文もそうした当時の社会状況に対応した作品であり、その後に至る大沼の問題意識の出発点であることを明言しているのである⁴²⁾。

そして、こうした大沼の問題意識はその後、国民と外国人という二元的な類型への疑問となり、外国人を定住外国人、広義の難民、一般外国人とする類型

化への提案と、脱植民地化と南北問題に基づく国際社会全体の社会構造の問題として難民問題をとらえる視点へとつながっていく。

3 アジアへの視座と難民問題の構造的アプローチの提示（1980年代を中心に）

1970年代から大沼が入管体制と難民問題について明らかにしてきた課題は、1970年代後半以降少しずつ改善が進められていった。大沼自身、1970年代から日本社会がおこなってきた努力として、アジアとの関わりやアジアからの視線に対する感受性、日本の中の少数者の権利の保障という側面で改善がおこなわれ、欧米先進国、アジアなどの諸国と比較しても決して劣らないものとなったと評価している⁴³⁾。

この変化の背景として大沼がのちに重視したのは、次の三点である。

第一に、1979年の国際人権規約および1981年の難民条約の批准が、アジアの人びとに対する日本の姿勢に与えた影響である。「難民の保護」という抽象的な議論ではなく、目の前のインドシナ難民という具体的な存在に関わる問題として認識され、消極的だった70年代からのインドシナ難民受け入れに関する日本社会の姿勢を変化させることになった。また、これは日本に向けられた世界のまなざしに日本社会がどう対応していくかという、その後多く議論されることになる国際社会において果たす日本の責任というテーマの出発点ともなったとする。

第二に、インドシナ難民問題に加えて東南アジアにおける反日暴動や賠償請求問題などにより、「アジア＝東北アジア」としてきた視界には大きな欠落点があるとの認識である。中国・朝鮮半島だけでなく、東南アジア、南アジア、中央アジア、西アジアも含めて、「アジアに対する戦後責任」という大きな文脈の中で問題をとらえる必要性が出てきたのである⁴⁴⁾。

第三に、終戦直後には戦前の内務省の特高出身者を中心に構成され、在日朝鮮人への極端な差別意識と反共意識に支えられていた入管体制が、1970年代になると変化してきたことである⁴⁵⁾。

そのため、1970年代後半以降の大沼の難民に関わる研究は、それまでの在日韓国・朝鮮人をめぐる入管体制の問題から、インドシナ難民問題を一つの契機とする難民問題そのものへの関心へと広がっていった。この時期には、雑誌への論文掲載、対談、セミナーやシンポジウムでの講演など、大沼の入管や難民に関わる研究活動は多岐にわたっている。そこで発表論文やセミナー報告での難民に関する議論を中心に、世界のまなざしに対する大国としての責任、外国人の人権の視点からの難民問題、構造的アプローチに着目し、その特徴を明らかにしていく。

3.1 世界のまなざしとインドシナ難民問題

1979年の対談「出入国管理行政を論じあう」は、出入国管理行政に携わっていた法務省大臣官房参事官・藤岡晋と大沼が、当時の入管行政を論じたものである。対談の冒頭、対談前年の1978年後半に外国人の在留や入国許可についての議論など入管の在り方に関わる裁判等が相次ぎ、インドシナ難民問題が世界的課題となったことを受け、それまでの入管体制を国際的な枠組みの中で議論する必要性を大沼が指摘し、多角的な議論を展開している。中でも当時最大の社会的・政治的課題となっていたインドシナ難民に関するここでの議論は、国家や人権との関係を中心とするものであった。

まず大沼は従来の出入国管理体制に対する自身の批判的な立場を明言したうえで、単に「人権」を観念的に主張する言説へも疑問を投げかける。また、入管体制に対し、「人権」対「国益」という図式ではなく、日本社会の構成員全体にとっての利益という視点を具体的に持つ必要性を主張する。そして、国際化が進行する時代において、19世紀的な国家主権に基づく広範な自由裁量を前面に押し出した入管行政に疑問を呈するのである⁴⁶⁾。自由裁量の必要性を主張する藤岡に対し、大沼は行政の裁量はあまりにも過大であると指摘する。そのうえで、民族的な差異を前提としたうえで同じ社会の負担を担う構成員として外国人や難民を処遇する姿勢の必要性を説き、強制退去の発動を自制することを求めている。そして、異なるものを排除するのではなく、異質のものが同じ社会に存在するという文化的多様性を前提として認めることの重要性が示唆

されている⁴⁷⁾。

そのうえで大沼は、日本社会の構成員にとっての利益という観点から、難民の入国拒否の是非を問いかける。具体的には、難民を受け入れない日本の国際的な姿勢は他国の評価を低下させるという点で、日本の利益を損なうと主張するのである。そして、日本が国際世論対策として UNHCR への拠出金増額を約束しても、それは、また日本は資金提供だけとの批判を呼びかねない。大沼は、こうした対外的な評価こそ、将来の日本の安全保障を左右するという認識が必要であると主張し、当時まだインドシナ難民の受け入れを明確に開始していなかった日本の姿勢を批判したのである⁴⁸⁾。

その後、ある意味で大沼の主張するように対外的な評価の観点から、日本は1979年に政治的な判断でインドシナ難民の受け入れをはじめ⁴⁹⁾、さらに81年に難民条約を批准する。そして、1985年に大沼が発表した「単一民族社会の神話を超えて⁵⁰⁾」は当時大きな社会運動となっていた指紋押捺制度を中心に論じたものだが、このなかでも難民の受け入れについて言及がみられる。指紋押捺反対運動が拡大する過程で現れた「いやなら帰ればいい」という反応は、一般の日本人の心の奥底にある感情をかなりの程度正直に表したものであるが、その背後に日本社会自身が持つ問題性と課題があるという認識で、難民の受け入れも論じられているのである⁵¹⁾。

そこでは、米国に追いつき欧州を追い抜いた日本という当時の強い大国意識を背景に、米国は日本の150倍近い難民を受け入れ、欧州でも日本の20倍以上の難民を引き受けている国もあることから、日本の難民受け入れの状況を批判する。そして、「大国」として日本が難民受け入れや経済援助で十分国際的な責任を果たしておらず、経済水準に見合う人権水準をもつ大国としての責任をはたすべきだと主張するものとなっている⁵²⁾。

この論文の中心的な主張は、文化的多様性の模索が、長期的かつ全体的な視野から、日本の単一民族神話を突き崩す可能性を論じること⁵³⁾であり、難民問題もまたその文脈の中に位置づけられている。そして、難民問題でも文化的多様性を尊重する欧米諸国と同様に、日本が大国としての責任をはたすことの意義と、世界のまなざしに対する対外的な評価という視点が、重視されていると

いえるだろう。

3.2 外国人の人権と難民への視角

1983年に法学協会の論文集に掲載された『外国人の人権』論再構成の試み⁵⁴⁾」のはじめでは、大沼はこれまで「外国人の人権」が数多く論じられてきたにもかかわらず、理論的深化を遂げてこなかったとする。その理由として、外国人が人権の享有主体であるという権利性質説は確固たる通説となり「いかなる人権がどの程度保証されるかという具体的な問題」が重要とされるようになった一方で、議論の具体化に必要な「外国人の人権」論の理論枠組みが、その基本的発想において問題を含んでいたからであると指摘する。そして、その問題とは、今日の現実に対応しない国家、主権、国籍、国際慣習法観を前提としていることだとする⁵⁵⁾。

しかし、国籍の意味の問い返し、定住外国人による住民としての権利要求、そして新たな質をもった難民問題の衝撃という、外国人の人権に関する新たな動きが起きているとする。それにより、権利享有関係の決定は、政治共同体としての国民国家への帰属が意味をもつ分野にあっては国籍が、社会一般に関しては現実の事態により適合した社会構成員が基準となるとし、これが定住外国人の人権の根拠となると主張している。

一方、難民、無国籍者は生存権の必要性という基準でその人権を考える必要があるとする。それは日本国憲法の前文、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」という先駆的な条文から、強く妥当すると大沼が主張するものであった。また、当時の難民問題が植民地支配から脱したもののその影響下で個人の保護を十分に行えていないという構造的な問題により生じていることを指摘し、人道理念だけではなく旧植民地支配国の歴史的責任として捉える必要があると論じているのである⁵⁶⁾。

そして、19世紀の二元主義的な国民—外国人観を暗黙の前提とする「外国人の人権」へのアプローチは、現在では著しくその妥当性を失っており、伝統的な国家主権対抽象的な人権という対立図式を脱却し、定住外国人と難民の存在という現実を背景に、一括して外国人とされてきた人々を日本の現実を踏ま

えて類型化することが必要であるとして、定住外国人、広義の難民、一般外国人の三種に分類する外国人の類型論を展開した⁵⁷⁾。

このうち広義の難民について大沼は、「自己の個人的責任に帰すべからざる事由により、自己の国籍国または本来の居住国にあっては平和な生存が脅かされ、自己の国籍国の効果的な保護を期待できないため他国に避難所を求める者」と定義している。これには条約難民すなわち狭義の難民と、当時流民と呼ばれ現在は避難民とされる構造難民、これに無国籍者もあわせて、広義の難民に含まれるとした⁵⁸⁾。しかしそのうえで、難民の保護が生存権的必要性を根拠に位置づけられることから、大沼は広義の難民には最低限の避難の場所を保障する消極的義務と一時的庇護、国境における入国拒否の禁止が認められるものの、庇護を与えたくて各生活領域の権利を認める積極的保護は条約難民に対して認めれば憲法上の義務は満たすことができるとして、広義の難民と政治難民としての条約難民との間にも異なる類型が存在するとした⁵⁹⁾。

その後、外国人の人権にかかわるいくつかの権利領域について個別具体的に論じられていくが、入国と再入国の自由について、広義の難民は生存的必要性の観点から少なくとも日本に一時的庇護を求める権利を有し、その限りで入国の自由を持つとする。そして、国際法の原則となっている送還禁止についてのノン・ルフルマン原則から国境における入国拒否をこの一環として禁止すべきことが国際的に広まりつつあり、これは日本国憲法にも適合すると述べている⁶⁰⁾。

このように、大沼は、国家主権を前提とする従来の外国人の人権論を批判し、日本の現実に即して外国人を定住者、広義の難民、一般外国人に分類する類型化を提唱した。特に広義の難民については、憲法の平和的生存権や旧植民地支配国の歴史的責任を背景に、単なる人道的理念を超えた生存権的必要性を権利の根拠に据えている。広義の難民に対しても、入国拒否の禁止や一時的庇護を認める送還禁止原則は、憲法上の義務として保障すべきだと論じていることは、日本における難民受け入れの議論を大きく進めるものとなったといえるだろう。一方、各生活領域の権利については条約難民のみの保護が憲法上の義務に適合するとの解釈は、不安定な立場のまま長期にわたり滞在することに

なってしまう現在の難民問題の現状を考えると、妥当であるかは議論の余地があり難しい課題を提示しているといえるだろう。

3.3 難民問題に対する構造的アプローチへの転換

大沼は1982年にイタリアのサンレモで開催されたシンポジウムで、"Toward a Structural Approach to the Refugee Problem" と題し、報告を行っている⁶¹⁾。本報告は、1960年代以降、難民問題が欧州中心の政治的・個別的なものから、アジア・アフリカ等の発展途上国における集団的・大量流出へと構造的に変化したことを指摘するものであった。大沼はこれを、政治的迫害を理由とする政治難民ではなく、植民地支配の負の遺産や急激な近代化に伴う歪み、先進国との圧倒的な経済格差が生んだ構造的難民と定義した。

そして、従来の非政治的な人道主義や慈善に基づく対症療法的なアプローチでは、この現代的課題の解決には限界があるとした。そこで大沼は、先進国が難民発生の要因に歴史的・構造的責任を負っていることを直視し、開発援助や経済協力を含む国際協力法の視点を導入すべきだと提言している。そして、難民問題を国際社会の構造的不均衡の問題として捉え直し、人道的救済を越えた包括的な構造的アプローチへと転換することが、真の解決には不可欠であると結論付けた報告であった。

その後、大沼は国際文化会館のアジア知的協力プログラムで東南アジアを旅行し、旅行記『ドリアン⁶²⁾の国、ロームシャの影——東南アジアを旅して考える⁶²⁾』を発売している。この旅行を大沼は、第二次世界大戦における日本の東南アジアへの侵略と記憶、当時の経済的進出の受け取られ方、社会の西欧化と自国の伝統文化の保全、近代の「普遍的」価値と固有の民族文化の価値との関係、特に権威主義的体制下での人権関係団体の実情を理解するものと位置づけていたが、これとともに、インドシナ難民とその受け入れ態勢の実情についても、シンガポール、マレーシア、タイで難民キャンプやUNHCR事務所を積極的に訪問し、インタビューなどを通して所感を述べている。そして、この難民問題の構造的アプローチの議論はその後、国連改革への提言集に収められた論文や法律セミナーでの報告でも展開されていくこととなった。

「人道援助機能（難民救援活動）⁶³⁾」は、1986年3月、当時の国連事務次長の明石康、のちに国連難民高等弁務官となる緒方貞子といった日本の国連関係者や武者小路公秀等の研究者が国連改革について多角的に論じた研究会で、大沼がおこなった報告にもとづいたものである。大沼は国連の人道援助機能について、多様な形態の中でもっとも代表的なものとして難民救護活動をとりあげている。

そこでまず、20世紀の難民は、地球的規模の人びとの視線がその悲惨さと救護の必要に注がれたという意味で、独自の性格をもつと指摘する。そして、難民問題の核心は、本国がその生存を保障しない点にあり、各国が自国民の支配者であるとともに保護者であるという国際社会の基本的前提を否定するものであることとした。それゆえ難民問題は、国連という形態をとるか否かはともかく、本国以外の多数国の恒常的な協力による救護という体制の必要性を、その存在自体によって示しているとしている。さらに、今日の難民問題の現実、飢餓、貧困への挑戦という南北問題の視点と結びついた構造的アプローチを必要としているという認識に基づいて、具体的に検討する必要性があるとしている⁶⁴⁾。

そのうえで大沼は、難民問題の歴史的な検討によりその課題を明らかにする。それは、UNHCRが東西対立の厳しい50年代に、東から西へ逃れるヨーロッパの難民を救済すべく設立された経緯が、国連の難民救済活動に制約を課すこととなった点である。なかでも、難民現象自体は集団的であるにも関わらず、難民救済とその前提となる難民認定は個人主義的なアプローチがとられたこと、また難民を生み出す原因は戦争、革命など政治的性格の強いものであるにも関わらず、非政治性、人道性が強調されたことである。これにより、難民問題の解決を人道的な対症療法に限定し、真の原因から目をそらす慈善主義的な自己欺瞞性を内包するとの重要な指摘が、ここでみられている⁶⁵⁾。

これに対し、1960年代後半以降の難民問題の多くは、アジア、アフリカ、中南米に生じたものであった。大沼はこれらの難民は、植民地主義体制の清算、すなわち脱植民地化に由来するものであると指摘する。脱植民地化後の政治的独立に続く国民国家建設が、旧制度の残滓や独立諸国の政治的未成熟によ

り、内戦や飢餓などの機能不全を引き起こし、難民の大量発生という帰結をもたらしていると述べた。

また、難民問題は当時多くの西欧諸国で重大な社会問題となっていた外国人労働者問題と共通する根を持っており、その背景には南北の巨大な経済格差があるとする。そのため、60年代の難民問題は、伝統的なそれと比べて、国際的・国内的な政治、経済、社会の構造に深くかかわる構造的な問題としての特徴を備えており、問題解決には第三世界の経済開発と密接に結びつく構造的なアプローチが不可欠であることを明らかにしている。そこで、国連開発計画、世銀、FAO等の経済関係機関との連携を深め、極度の貧困や独裁、大規模な人権抑圧といった構造的暴力を視野に、開発アプローチとの関連の下で把握しなければならないと提案する。そして、このことは同時に、難民問題が植民地体制の清算という歴史的課題の一環をなすことも意味していると指摘しているのである⁶⁶⁾。

ほぼ同時期の1986年3月24日には、財団法人法律扶助協会により難民認定をめぐる諸手続き、要件などについて研究するためとして開催された公開セミナーで、大沼は「難民問題の歴史と最近の変化」と題して報告を行っているが⁶⁷⁾、これも同様の議論を展開している。

大沼はここでもまず難民問題を20世紀の歴史的・国際的文脈から捉え直す必要性を説いた。20世紀は戦争、革命、脱植民地化により人類史上最大規模の難民が発生した世紀であるが、当初の国連（UNHCR）は東西対立下で、主に東欧からの政治難民を個別に救済するという個人主義的アプローチと対症療法に専念し、発生の根源である政治・社会・経済構造の解決には関わらない方針を保持してきたことを指摘する⁶⁸⁾。

しかし、1960年代以降、脱植民地化が進行したアジアやアフリカで、経済的困窮や内戦に起因する構造難民が急増し、難民問題の本質は東西関係から南北問題へと移行した。こうした中で、日本における対応として、大沼は憲法の平和的生存権に基づき、難民に一時的庇護を保障する義務があると提言する。そして、日本社会に根強い単一民族の神話という閉鎖的な体質を批判し、単なる政府批判に留まらず、個々人が足元の生活から地道に意識と行動を変えてい

くことこそが解決に不可欠であると結論したのである⁶⁹⁾。

以上のように、大沼は、現代の難民問題が政治的迫害から、植民地支配の遺産や南北格差に起因する構造的難民へ変質したと指摘した。従来の対症療法的な人道支援を、根本原因から目を背ける「慈善的自己欺瞞」と批判し、歴史的・構造的な問題を直視した上で、開発援助や経済協力と連携する包括的な構造的アプローチへの転換を提言したのである。

1970年代後半以降のインドシナ難民の衝撃がもたらした国際的国内的な変化によって、大沼は在日韓国朝鮮人を含みながらもより大きなアジアと世界に目を向け、日本社会の差別構造の問題を世界の植民地化のもたらした南北問題という構造的アプローチの中で再 positioning する視点を獲得した。そして、このことは外国人と日本人という二元的な捉え方からより多様な外国人の類型化と文化的多様性への着目をもたらし、単一民族神話の問いかけへとして日本社会のあり方を再考するものへと深化を遂げていったといえるだろう。

おわりに

大沼保昭による研究は多岐にわたるが、国際法と戦後責任の分野のみならず、現代の難民研究という文脈から再位置付けすることが非常に重要であることは、これまでの考察の通りである。特に、条約難民の枠を超えた避難民の保護や補完的保護が議論され、難民の定義の再考が求められる現在、難民条約批准以前から日本において難民的状況にある人々がどのように位置づけられてきたのか、そしてインドシナ難民の受け入れをめぐるどのような議論がおこなわれたのかを理解することは、現在の議論に多大な示唆を与えるといえよう。

第二次世界大戦後、政治難民の側面を持っていた在日台湾人、朝鮮人は、難民として保護されず、むしろ治安と取り締まりの対象とされてきた。こうした状況は、難民条約の批准や在日外国人の人びとによる運動をはじめとする歴史的経緯の中で変化を見せてきたものの、その本質が変化したのかという問いを、大沼の研究は投げかけている。

大沼が初期から一貫して訴えてきたのは、難民の保護は単なる人権や人道の

問題ではなく、日本社会自体を問う問題として認識すべきということである。人権による解決には、限界がある。小畑郁は、難民法には国籍国の保護を失った人々にさしあたりの住処を提供するという、人権法とは異なる独自の機能があり、国際的な人権に、なおシニカルな見方の強い東アジアにおいては、難民法と人権法の統合を性急に求めるよりは、まずこの難民法の独自の機能を発揮させることに努力を傾けるべきであると主張する⁷⁰⁾。また、1960年代の難民法学が政治難民といえる在日朝鮮人の保護をめぐる迫害要件を重視し、彼らを難民状況に追いやった日本国民の責任には触れず、条約難民であるがゆえに保護すべきという議論を展開したことが、その後の日本の難民法学の弱点を形成する決定的役割を果たしてしまったと断じている⁷¹⁾。こうした学術界の潮流の中で、難民問題は人権問題としてだけでは解決できないことを喝破し、社会の構造の問題として提示していた大沼の知見に学ぶ意義は極めて大きいといえよう。

その一方で、インドシナ難民以降、「大国」としての振る舞いという世界やアジアとの関係性の中から難民問題への対処を提案していた大沼の議論は、「大国」ではなくなった現在の日本において、どのように考えるべきなのだろうか。

「仮りに30年後、50年後に今日の意味での在日朝鮮人問題がなくなっていたとしても、『脱亜入欧』信仰が残存し、朝鮮人をはじめとするアジア人、さらには有色人種へのいわれない蔑視が日本社会に生きる者の深層によどんでいるかぎり、それは、多数者たる日本人が少数者たる朝鮮人を飲み込んだにすぎない。(中略) 朝鮮人が『同化』していくのは自然の否定し難い過程だとしても、彼(女)らが同化していく社会自体をすこしでも変えることによって、少数者が少数者としてあり続ける部分を尊重しようという発想をもち、そのような方向への努力をはたせない多数者のひとりひとは、みずからが少数者の立場に立たされた場合にも、みずからが尊重されることを要求することはできない。在日朝鮮人問題とは、実はこのような意味で、本問題については多数者の立場にある日本人ひとりひとりの問題にほかならないのである⁷²⁾。」

この論述からまさに50年がたとうとする現在、当時の在日朝鮮人問題とは

異なるかたちで排外主義の台頭や難民認定をめぐる混迷が起きている。しかし、文化的多様性によって社会が支えられていることが現実となった現在の日本において、大沼が提起した多数者としての日本社会の課題は、今なおいやまして重く我々に突きつけられている。

※本論文で参照した大沼の書籍、論文は、公刊されたものが中心だが、IHLでのシンポジウム報告書は大沼家所蔵の未公刊の資料を参照した。また、創価大学平和問題研究所大沼保昭文庫所蔵の大沼家より寄贈された書籍を利用していただいたことに、心より感謝する。

本稿の執筆にあたり、一部の草稿の推敲および文法チェックにおいて、Googleの生成AIであるGemini 3を活用した。AIによる回答は参考にとどめ、著者の責任において内容の検証および修正を行っている。

注

- 1) 大沼保昭(1946-2018)は、山形県出身の国際法学者で、東京大学名誉教授。東京大学教授、明治大学特任教授、創価大学客員教授などを歴任。著書に『サハリン棄民』(中公新書、1992年)、『人権、国家、文明』(筑摩書房、1998年)、『「慰安婦」問題とは何だったのか』(中公新書、2007年)、『「歴史認識」とは何か』(中公新書、2015年)、International Law in a Transcivilizational World,(Cambridge University Press, 2017)、『国際法』(ちくま新書、2018年)など。2018年10月逝去。
- 2) 大沼保昭『単一民族社会の神話を超えて』東信堂、1986年は、1993年に新版が発刊されており、本論文では主に新版を参照する。
- 3) 和田浩明・毎日新聞入管難民問題取材班『彼女はなぜ、この国で一入管に奪われたいのちと尊厳』大月書店、2022年、p.171。ほかに、安田浩一「ルポ絶望の収容所」『世界』2021年11月号、pp.155-156。
- 4) 『北海道新聞』2023年5月14日。
- 5) 小畑郁「日本における『難民』受け入れをめぐる規範意識のこれまでとこれから」『難民研究ジャーナル』第11号、2021年 pp.50-63、南川文里「戦後期における出入国管理体制の成立と『非移民国』日本」『立命館言語文化研究』29巻1号、2017年、pp.137-144 など。
- 6) 東大法共闘編『告発・入管体制』亜紀書房、1971年。
- 7) 大沼保昭「出入国管理法制の成立過程——1952年体制の前史——」寺沢一・山本草二・波多野里望・筒井若水・大沼保昭編『高野雄一先生還暦記念論文——国際法学の再構築——下』東京大学出版会、1978年、pp.257-328。

- 8) 内海愛子・大沼保昭・田中宏・加藤陽子『戦後責任 アジアのまなざしに込めて』岩波書店、2014年。
- 9) 田中信也「日本の難民受入れ」加藤節・宮島喬編『難民』東京大学出版会、1994年、pp.141-168。
- 10) 本間浩『難民問題とは何か』岩波新書、1990年、pp.128-141。
- 11) 本間浩や栗野鳳（国連大学・創価大学アジア研究所共編『難民問題の学際的研究』御茶の水書房、1986年）、加藤節や宮島喬（加藤節・宮島喬編『難民』東京大学出版会、1994年）などの先駆的な研究が登場し、国際問題としての難民、あるいは政治哲学的な文脈での議論も始まっていった。また、長有紀枝など人間の安全保障の観点からの難民問題への研究（長有紀枝『入門 人間の安全保障』（増補版）中公新書、2021年）に加え、小泉康一、滝澤三郎、墓田桂、橋本直子など、UNHCR 関係の研究者による研究も多い。
- 12) テッサ・モーリス＝スズキ「冷戦と戦後入管体制の形成」『前夜』2005年春号、pp.61-76。
- 13) 高谷 幸「追放と包摂の社会学——1950年代朝鮮人の在留特別許可をめぐる」『アジア太平洋研究センター年報 2013-2014』2014年、pp.2-9。
- 14) 李英美『出入国管理の社会史』明石書店、2023年。
- 15) 盧恩明「べ平連の反『入管体制』運動」『政治研究』57号、九州大学法学部政治研究室、p.85。
- 16) 済州島四・三事件は、第二次大戦後の朝鮮半島の分断と米軍政下の住民に対する弾圧に反対して起きた1948年4月3日の済州島での武装蜂起に端を発し、その武力鎮圧の過程でおよそ3万人の島民が犠牲となった出来事である。（文京洙「済州島四・三事件——記憶と向き合う」『地平』2025年9月号 (<https://chihei.net/?p=5381>、2026年1月28日参照) 弾圧を恐れ向かった日本では、密入国者として扱われたといわれている。
- 17) 小畑郁、前掲書、2021年 pp.50-63。
- 18) 大沼以前には、宮崎繁樹『国際法における国家と個人』未来社、1963年。高野雄一・宮崎繁樹「難民問題の法的処遇と日本人の責任」『世界』210号、1963年。ほかに宮崎繁樹「国際人権と政治犯不引き渡し」『法学セミナー』第1号、1970年、pp.2-6、高野雄一「退去強制と政治亡命の法理1」『法学セミナー』第5号、1969年、pp.9-19。「同2」『法学セミナー』第6号、1969年、pp.83-91。小田滋「政治的亡命保護に関する各国法制」『ジュリスト』第281号、1963年、pp.26-29、他。
- 19) 大沼保昭『戦争責任論序説』東京大学出版会、1975年。
- 20) 酒井哲哉「解説 理想主義と現実主義の交錯——戦争・平和・アジアをめぐる」酒井哲哉編『平和国家のアイデンティティ』岩波書店、2016年、pp.334-337。
- 21) 大沼保昭教授御退官記念事業実行委員会編『東大法学部大沼保昭ゼミ——教授と学生、35年の軌跡——』2009年、pp.80-120。でまとめられた著作リストに加え、2009年から2018年まで発刊の著書、論文を参照。
- 22) 大沼自身が次のように発言しており、本書には著者名はないが、大沼の論文とし

て議論を進める。「60年代末から、韓国や台湾の軍事独裁政権から逃れてきた亡命者を送り返したらどうなるか、それを法的に阻止する役割を期待されている政治犯不引渡原則とはいかなるものかという問題認識を持ち、短い論文を『告発・入管体制』に書いたのが1970年。」(内海愛子・大沼保昭・田中宏・加藤陽子、前掲書、2014年、p.64。)

- 23) 大沼保昭『新版 単一民族社会の神話を超えて』東信堂、1993年、p.493。
- 24) また、「わたしの最初の論文は東大法共闘編『告発・入管体制』(1971年)に書いた『政治犯不引渡の原則と難民保護』で、それはそうした当時の社会状況に対応した作品です。ただ、表現は過激で内容は稚拙だけど、今日に至る問題意識はちゃんと出ている」と述べている。(内海愛子・大沼保昭・田中宏・加藤陽子、前掲書、2014年、p.112。)
- 25) 盧恩明、前掲書。
- 26) 内海愛子・大沼保昭・田中宏・加藤陽子、前掲書、2014年、p.108。
- 27) 東大法共闘編、前掲書、1971年。
- 28) 同書、p.63。
- 29) 同書、pp.68-70。
- 30) 同書、pp.67-68。
- 31) 同書、p.84。
- 32) 同書、p.90。
- 33) 同書、pp.91。
- 34) 同書、pp.92-95。
- 35) 同書、p.95。
- 36) 大沼保昭、前掲書、1978年、pp.259-260。その後、再録された『新版 単一民族社会の神話を超えて』では、注ではなく本文で論じられている。(大沼保昭、前掲書、1993年、pp.15-20。)
- 37) 大沼保昭「在日朝鮮人と出入国管理体制」『季刊三千里』39号、三千里社、1984年8月、p.90。
- 38) 大沼保昭、前掲書、1978年、p.325。
- 39) 大沼保昭、前掲書、1984年、pp.64-65。
- 40) 同書、pp.95-101。
- 41) 田中宏「入管法改正案の成立断念に思う～東大法共闘編『告発・入管体制』から50年」『月刊社会民主』7月号、2021年、pp.54-57。
- 42) 内海愛子・大沼保昭・田中宏・加藤陽子、前掲書、p.112。
- 43) 同書、pp.229-230。
- 44) 同書、p.106。
- 45) 同書、p.111。
- 46) 大沼保昭・藤岡晋、前掲書、p.215-218。
- 47) 同書、pp.230-233。
- 48) 同書、p.219。
- 49) 1978年に留学生として滞日し帰国できなくなったインドシナ出身者へ定住許可

を出す政策が始まったが、定住受け入れの政策転換はその後の1979年6月のG7東京サミットと翌月下旬のインドシナ難民国際会議への対外的配慮による。(本間浩『難民問題とは何か』岩波新書、pp.153-154。)

- 50) 大沼保昭「単一民族社会の神話を超えて」『中央公論』1985年9月号、pp.104-128。
- 51) 同書、pp.105-106。
- 52) 同書、pp.126-127。
- 53) 同書、p.121。
- 54) 大沼保昭『『外国人の人権』論再構成の試み』『法学協会百周年記念論文集』第二巻、有斐閣、1983年。本論文では再録された『新版 単一民族社会の神話を超えて』東信堂、1993年に所収の同論文 (pp.180-249) を参照。
- 55) 同書、pp.181-185。
- 56) 同書、pp.190-198。
- 57) 同書、p.202。
- 58) 同書、pp.205-207。
- 59) 同書、p.207。
- 60) 同書、pp.227-228。
- 61) ONUMA Yasuaki, "Toward a Structural Approach to the Refugee Problem," Symposium on International Humanitarian Law, Sanremo, Italy, September 1982. International Institute of Humanitarian Law (IHL) の第8回会議での報告である。
- 62) 『ドリアンの国、ロームシャの影—東南アジアを旅して考える』リプロポート、1985年。
- 63) 大沼保昭「人道援助機能（難民救援活動）」佐藤栄作記念国連大学協賛財団編『国連を改造する—国連機能の強化についての考察と提言—』世界の動き社、1986年8月、pp.157-178。
- 64) 同書、pp.157-159。
- 65) 同書、pp.162-164。
- 66) 同書、pp.165-169。
- 67) 大沼保昭「難民問題の歴史と最近の変化」『日本における難民認定をめぐる諸問題—難民法律セミナー報告—』法律扶助協会、1986年7月。法律扶助協会は日本弁護士連合会により設立され法律相談等に従事する中、1983年より UNHCR と提携し難民の法律問題の支援活動をおこなっていた。
- 68) 同書、pp.10-11。
- 69) 同書、pp.12-19。
- 70) また、迫害という人権侵害をことさらに強調することは、個別的な人権侵害を立証できない人々を切り捨てる難民法の負の機能を強めることから、少なくとも東アジアでは、難民法から人権法的要素を脱色すべきとしている。(小畑郁、前掲書、2021年、pp.62-63。)
- 71) 小畑は高野雄一・宮崎繁樹「難民問題の法的処遇と日本人の責任」(『世界』210号、1963年) をとりあげて批判している。(小畑郁、前掲書、2021年、p.57)

72) 大沼保昭「在日朝鮮人問題への視座」『東大新聞』152号、1978年1月9日。

講 演

現下の国際情勢と平和に向けた 被爆地広島・平和首長会議の取組

広島平和文化センター理事長 香 川 剛 廣

外交の最前線から被爆地・広島へ

皆様、こんにちは。広島平和文化センター理事長の香川でございます。このたびは、創価大学にお招きいただき、お話する機会をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。私は現在、広島で平和活動に携わっておりますが、私のキャリアの大部分は、外務省という組織の中で、外交官として過ごしてまいりました。

本題に入ります前に、少しだけ私の自己紹介を兼ねて、私がどのように世界と関わってきたかをお話しさせていただきます。私は1981年に外務省に入省以来40年余り、激動する国際社会の最前線に身を置いてまいりました。また、私の専門はアラビア語であり、中東地域のエキスパートとしてキャリアを重ね、アラビア半島の UAE、サウジアラビアでの勤務や、イラク戦争の戦火の跡が残るイラクでの勤務も経験いたしました。特にイラクでは、サマワに派遣された自衛隊の人道支援活動を支えるため、現地の外国部隊、地方政府関係者などとの調整役として、防弾チョッキを着て走り回るような日々も送りました。また、エジプトでは、「アラブの春」と呼ばれる民主化運動の嵐が吹き荒れる中、体制が崩壊し、更にその後成立したムスリム同胞国政権も打倒されるといった時代の変化を肌で感じたことは、今でも鮮烈に記憶に残っております。

一方、ジュネーブの国際機関日本政府代表部では経済・貿易交渉に携わり、在北京の日本大使館でも経済公使として中国との経済協力関係の強化や厳しい貿易交渉を担当し、また、東京では TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の首席交渉官として、各国の国益が激しくぶつかり合う経済外交の最前線でタフな交渉を行ったりと、まさに「外交の現場」で揉まれてまいりました。

2022年に外務省を退官し、縁あってその翌年、2023年から広島平和文化センターの理事長に就任いたしました。外交官として「国益」を背負って戦ってきた私が、今度は「人類益」とも言える「核なき世界」を目指す被爆地広島の平和活動に関わることになったわけです。これは私にとって、人生の新たな挑戦であります。

実は、私はつい先日までニューヨークに滞在していました。国連本部で開催されている NPT（核兵器不拡散条約）再検討会議の準備委員会に出席していたのです。世界中の外交官や専門家が集まり、核兵器をどう減らすか、あるいはどう管理するかを議論する場ですが、そこには核軍縮を巡る非常に厳しい現実がありました。本日は、私が外交官としての経験と、広島での活動を通じて肌で感じている「現下の国際情勢の危機」、そしてそれに対して広島がどのように立ち向かおうとしているのか、その戦略と想いを個人的な見解としてお話しさせていただきたいと思います。

崩れゆく国際秩序と「トランプ・リスク」の正体

さて、現在の国際情勢をどのように捉えるべきか。一言で表現するならば、「既存の秩序が崩壊し、先が見えない混迷の時代」と言えるでしょう。ソ連が崩壊した冷戦後の世界は、アメリカという唯一の超大国が主導の下、自由貿易と民主主義が拡大し、世界はより平和で豊かになると信じられていました。しかし、その前提は今、音を立てて崩れ去ろうとしています。

アメリカの著名なシンクタンクが年初に発表する「世界10大リスク」というレポートがあります。かつてはテロや地域紛争が上位を占めていましたが、今年のレポートを見ますと、驚くべきことに、そのリスクのほとんどがア

アメリカ由来の問題、具体的には「ドナルド・トランプ氏」に関連するものになっています。「もしトランプ氏が大統領に返り咲いたらどうなるか」。これこそが、今、世界中の指導者や外交官が最も恐れ、頭を抱えている最大のリスクなのです。

〈「攻撃」と「否定」の政治〉

私は外交官時代、様々な国の指導者を見てきましたが、トランプ氏という人物は極めて特異です。彼の行動原理、政治信条は非常にシンプルかつ強烈です。それは、「攻撃、攻撃、また攻撃」です。彼は交渉において妥協や譲歩をせず、相手を徹底的に攻撃し、自分の要求を呑ませる。そして、たとえ客観的な事実として自らが間違っていたとしても、絶対に自分の過ちを認めない。謝罪もしない。これが彼のスタイルです。さらに厄介なのは、彼が民主主義の根幹である「法の支配」や「報道の自由」を軽視していることです。「法律は人間が作ったものだ、変えればいい」「メディアは敵だ」という態度で、自分に不都合なものをすべて力でねじ伏せようとする。これは独裁者の手法に近いものです。

〈歴史の教訓を無視した「近隣窮乏化政策」〉

私が特に警鐘を鳴らしたいのは、彼の経済政策の危険性です。彼は選挙戦で、「すべてのアメリカへの輸入品に一律10%の関税をかける」「中国からの輸入品には60%以上の関税をかける」と声高に叫んでいます。これは単なる「アメリカ第一」のスローガンの現れではありません。世界経済を破滅させかねない、極めて危険な行為なのです。

歴史を振り返ってみましょう。1929年、ニューヨークのウォール街で株価が大暴落し、世界恐慌が始まりました。その時、世界各国はどう動いたか。自国の産業を守ろうとして、外国からの輸入品に高い関税をかけ、経済をブロック化したのです。これを「近隣窮乏化政策」と呼びます。隣国を貧乏にしてでも自分だけ助かろうとする政策です。その結果どうなったか。世界貿易は縮小し、各国の経済はさらに悪化し、失業者が溢れました。そして、行き場を失っ

た国民の不満は、排外的なナショナリズムへと結びつき、やがてヒットラーの台頭や第二次世界大戦へとつながっていったのです。

戦後、人類はこの反省から、GATT（関税と貿易に関する一般協定）やWTO（世界貿易機関）を設立し、「自由貿易こそが平和の礎である」という考えに基づき、貿易や投資のルールを築き上げてきました。WTOには「最恵国待遇」という大原則があります。特定の国だけを差別して関税などの制限をかけてはいけない、すべての加盟国を平等に扱わなければならないというルールです。トランプ氏の関税政策は、この戦後の国際秩序の根幹を真っ向から否定し、破壊する行為です。「アメリカの製造業を守るため」と彼は言いますが、今やアメリカの労働者のうち、製造業の従事者はわずか10%程度に過ぎません。関税を上げたとしても、一度海外に出た工場が戻ってくることはないでしょう。にもかかわらず、彼がこの政策に固執するのは、それが彼の支持層に受けるパフォーマンスだからであり、19世紀のマッキンリー大統領の時代のような「保護主義的な強いアメリカ」への郷愁があるからです。

〈国家中心主義への回帰〉

トランプ氏が掲げる「MAGA (Make America Great Again)」、アメリカを再び偉大に、というスローガン。これは裏を返せば、「アメリカという『国家』さえ偉大になれば、他国はどうなってもいい、地球環境がどうなってもいい」という宣言でもあります。これは、現代の私たちが目指してきたSDGs（持続可能な開発目標）の理念、「誰一人取り残さない」「人間の安全保障（ヒューマン・セキュリティ）」という考え方とは対極にあるものです。人間一人ひとりの幸福よりも、国家の威信や利益を優先する「国家中心主義」。かつて世界を戦争の惨禍に巻き込んだこの古い亡霊が、21世紀の今、再び蘇ろうとしているのです。

ポスト・ポスト冷戦と「帝国の逆襲」

〈歴史の歯車が逆回転し始めた〉

冷戦が終わった1990年代、私たちは楽観的でした。「歴史の終わり」という言葉が流行ったように、自由民主主義が最終的な勝利を取め、これからは平和な時代が続くと信じていました。しかし、現実はそうなりませんでした。今、私たちは「ポスト冷戦」のその先、「ポスト・ポスト冷戦」とも呼ぶべき、未知の領域に足を踏み入れています。そこで起きているのは、未来への進化ではなく、恐るべき「歴史の逆行」です。

〈三つの帝国の復活〉

現在の世界情勢を読み解くキーワードは「帝国」です。世界を動かす巨大な国々が、こぞってかつての帝国の栄光を取り戻そうとしています。

まず、ロシアです。プーチン大統領がウクライナ侵攻で目指しているのは、単なる領土の拡張ではありません。彼は、ピョートル大帝やエカチェリーナ大帝が築き上げた、あの広大な「ロシア帝国」の復活を夢見ているのです。「ウクライナは本来ロシアの一部だ」という彼の主張は、主権国家を尊重する国際法の否定であり、力による支配を正当化する帝国の論理そのものです。

次に、中国です。習近平国家主席が掲げる「中華民族の偉大なる復興」。これは、アヘン戦争以前、アジアの中心に君臨していた「中華帝国」、明や清の時代の栄光を取り戻すことを意味しているように見えます。一帯一路構想などを通じて影響圏を拡大し、既存の国際秩序とは異なる、中国中心の秩序を築こうとしています。

そして、アメリカです。トランプ前大統領の言動に見られるのは、国際協調を捨てて自国の利益のみを追求する帝国主義への回帰です。彼は以前、「グリーンランドを手に入れたい」と言ったり、「パナマ運河を返してもらわなければならない」と発言したりしました。これはまさに、領土や資源を金や力で手に入れようとする19世紀の帝国主義者の発想です。

〈19世紀的暗黒時代への回帰〉

これら三大国が、それぞれの「帝国」としてのエゴをむき出しにし、周辺の国々を「手下」として従え、勢力圏を争う。これは、第一次世界大戦が勃発する前の19世紀末のヨーロッパ情勢に酷似しています。当時は、列強が同盟を組み、バランス・オブ・パワー（勢力均衡）で平和を保とうとしましたが、一つの事件をきっかけに連鎖的に戦争が広がり、世界大戦へと発展しました。今、世界はその危険な時代へと逆戻りしつつあります。国連のような国際機関が機能不全に陥り、力だけが正義とされる「弱肉強食」の世界。それが、私たちが直面している「歴史の逆行」の正体なのです。

核兵器を巡る危機の連鎖と非人道性

〈崩壊寸前のNPT体制〉

こうした大国間の対立激化は、核兵器を巡る状況を劇的に悪化させています。冷戦時代、米ソの対立の中で核兵器は爆発的に増え、ピーク時には世界に約7万発もの核弾頭が存在しました。「人類を何度も滅ぼせる量」です。その後、冷戦の終結とともに、NPT（核兵器不拡散条約）体制の下で軍縮の努力が進み、核弾頭の数は一億2000万発まで減少しました。これは人類の英知の成果でした。

しかし今、この軍縮の流れは完全に止まり、逆流し始めています。NPT体制は、米・露・英・仏・中の5カ国だけを「核兵器国」と認め、その代わりに彼らに「誠実に核軍縮交渉を行う義務」を課すという不平等な条約です。非核保有国は、「あなたたちが減らすと言うから我々は持たないと約束したのに、約束が違うではないか」という不満を募らせています。

〈「サソリのボトル」から「乱戦」へ〉

特に深刻なのは、中国の核増強です。これまで中国は「最小限の核抑止力」を持つという方針でしたが、近年急速に軍拡を進めています。現在の約500発から、近い将来には1000発、1500発へと増やす計画だと言われています。中

国の論理はこうです。「アメリカやロシアは何千発も持っている。我々も対抗するためには増やさなければならぬ」。これに対し、アメリカはどう反応するか。「中国が急速に核兵器を増やせば、ロシアと中国が連携したら、我々の核抑止力が追いつかなくなる。だから我々も増やさなければならぬ」。アメリカが増やせば、ロシアも対抗して増やす。まさに「軍拡の悪循環」、終わりのないラットレースが始まっているのです。

かつて米国とソ連の核兵器国同士の関係は、「同じボトルに入った二匹のサソリ」に例えられました。狭いボトルの中で、どちらかが刺せば、相手も刺し返し、両方とも死んでしまう。だからお互いに動けない、核兵器を使用できないという「核抑止」の理論でした。しかし今はどうでしょうか。ボトルの中には、アメリカとロシアだけでなく、中国という巨大なサソリが育ち、さらにインド、パキスタン、北朝鮮、そして事実上の保有国であるイスラエルといった、大小様々なサソリが入り乱れています。「何匹ものサソリがお互いに疑心暗鬼になり、いつ誰が誰を刺すかわからない」。今の世界は、二匹のサソリの時代よりも遥かに複雑で、制御不能な危険な状態にあるのです。

さらに、AI（人工知能）や極超音速ミサイルといった新技術の登場が、リスクを加速させています。AIが核兵器の発射判断に関与するようになれば、人間の倫理的判断が介在する余地がなくなり、機械的なエラーや誤認で核戦争が始まる可能性すらあります。

〈被爆の実相：80年続く苦しみ〉

ここで改めて、私たちは「核兵器とは何か」という根本的な問いに立ち返らなければなりません。映画『オッペンハイマー』が世界的な話題となり、私も観ましたが、そこで描かれていたのは、開発者たちの苦悩でした。当初、彼らは「ナチス・ドイツが原爆を開発しているかもしれない。彼らに先を越されたら世界は終わる」という恐怖感から開発を急ぎました。しかし、ドイツは降伏し、脅威は去りました。開発の本来の大義名分は失われたのです。それでも開発は止まらず、完成した原爆は日本の広島と長崎に投下されました。戦争を早く終わらせるため、米兵の命を救うため、という説明がなされましたが、歴史

的な検証が進むにつれ、別の側面が浮き彫りになっています。それは、「試してみたかった」という動機です。巨額の予算と科学の粋を集めて作った新兵器の威力を、実戦で試してみたい。そして、戦後の覇権争いを見据えて、ソ連に対してアメリカの圧倒的な力を見せつけるための「デモンストレーション」として、広島と長崎の市民の命が使われたのです。

1945年のあの日、広島では一瞬にして街が消滅し、その年の暮れまでに約14万人もの尊い命が奪われました。しかし、核兵器の真の恐ろしさは、爆発の瞬間だけではありません。80年経った今もなお、放射線の影響に苦しんでいる方々がいるということです。被爆者の皆様は、戦後、がんや白血病への恐怖、そして社会からのいわれのない差別と偏見に耐えながら生きてこられました。皮肉なことに、現在、世界中の原子力発電所や医療現場で使われている放射線の安全基準値、このデータは、広島・長崎の被爆者の方々を長年にわたって追跡調査した結果に基づいています。被爆地の方々の筆舌に尽くしがたい苦しみと犠牲の上に、現代の核管理や放射線防護の基準が成り立っている。これほど残酷で、非人道的な事実はあるでしょうか。現在、広島原爆死没者慰霊碑には、34万人を超える方々のお名前が記されています。核兵器は、一度使われれば、何年にもわたって人間を苦しめ続ける「絶対悪」の兵器なのです。

広島への挑戦 ～「待つ」平和から「創る」平和へ～

〈風化への危機感〉

このような危機的な状況の中で、唯一の戦争被爆国である日本、そして被爆地・広島が果たすべき役割は極めて重要です。私たちの使命は、被爆の実相を世界に伝え、「核兵器は二度と使われてはならない」という人類共通の規範を守り抜くことです。

しかし、私たちは大きな壁に直面しています。それは「時間の壁」と「無関心の壁」です。被爆から80年が経過し、被爆者の平均年齢は85歳を超えました。自らの体験を語れる証言者が年々少なくなっています。そして、世界だけ

でなく日本国内においても、記憶の風化が進んでいます。広島の平和記念資料館には、多くの外国人観光客が訪れ、涙を流して展示を見てくれています。昨年度は約70万人の外国人が訪れました。年々増加しているとはいえ、決して多くはありません。日本人の来館者も増えていますが、若い世代の無関心は広がっています。また、訪問の経験があっても、「修学旅行で一度行ったからもういい」という感覚になりがちです。私自身、恥ずかしながら外交官になるまで、広島を深く知ろうとしてきませんでした。

〈攻めの平和発信：世界巡回展とVR〉

このままでは、被爆の記憶は歴史の教科書の1ページになってしまう。そうならないために、私たちは戦略を転換しました。「広島に来てくれるのを待つ」だけではなく、「こちらから世界へ伝えに行く」という攻めの姿勢です。

2025年の被爆80周年に向けて世界各地で「原爆ポスター展」を開催しようとしています。目標としては、世界中の100か所以上の博物館、大学、学校、公共施設などで、原爆展を開催します。また、今後は、最新のテクノロジーを活用することにも挑戦したいと考えています。その一つがVR（バーチャル・リアリティ）の活用です。VRゴーグルを装着すると、目の前に1945年8月6日の広島の街並みが再現されます。穏やかな朝の風景、突然の閃光、崩れ落ちる建物、燃え盛る炎、そして逃げ惑う人々に降り注ぐ黒い雨。アバター（分身）のガイドが、その中を案内しながら、何が起きたのかを科学的かつ感情に訴える形で解説します。このVR体験は、特にデジタルネイティブである若い世代に強烈なインパクトを与えます。言葉や写真だけでは伝わりにくい「あの日、あの場所にいた恐怖」を疑似体験することで、「核兵器は絶対に使ってはいけない」という理屈を超えた実感を抱いてもらうことができるのです。

今年の夏、東京の国連大学本部でもこの展示会を開催しますが、VRの視聴も用意しています。首都圏の皆様、特に次代を担う中学生、高校生、大学生にぜひ体験していただきたい。「知る」ことがすべての始まりです。無知こそが最大の敵です。まずは知っていただき、そこから自分なりの考えを持ってほし

い。それが私たちの願いです。

〈「平和首長会議」という世界的ネットワーク〉

広島のもう一つの強力な武器、それが「平和首長会議 (Mayors for Peace)」です。1982年、当時の荒木広島市長が国連軍縮特別総会で演説し、「国境を越えて都市が連帯し、核廃絶への道を切り拓こう」と提唱して設立されました。なぜ「都市」なのか。戦争を始めるのは国家であり、その指導者たちです。彼らは「国家の安全保障」や「国益」のために核兵器を持つとします。しかし、核兵器が使われたとき、真っ先に犠牲になり、地獄を見るのは誰か。それは都市に住む市民です。市民の命と暮らしを守る行動が求められるのは、大統領や首相よりも、もっと身近な存在である「市長」です。だからこそ、市長たちが国境を越えて連帯し、国家に対して「市民を犠牲にする核兵器はいらない」「戦争はするな」と声を上げることが重要です。

設立当初は小さな組織でしたが、地道な活動を続け、現在では世界166の国と地域、8,500以上の都市が加盟する、巨大な平和のネットワークに成長しました。これは、国連加盟国数の9割近くをカバーする規模です。特に最近、加盟都市が急増している地域があります。それはヨーロッパ、中でもドイツです。ロシアによるウクライナ侵攻以降、ドイツの都市にとって核戦争の恐怖は、遠いアジアの歴史話ではなく、自分たちの頭上に迫る「現実の脅威」となりました。「核兵器が使われたら、自分たちの街も広島のようになるかもしれない」。その切実な危機感が、自治体の首長たちを動かし、この3年間でドイツだけで数百の都市が新たに平和首長会議に加盟しました。彼らは今、広島と強く連帯し、ヨーロッパの地から核廃絶の声を上げてくれています。

〈包括的なアプローチ：SDGs と平和文化〉

平和首長会議では、加盟都市をさらに広げ、活動を活性化させるために、戦略的な目標設定を行っています。目標 A は、当然「核兵器のない世界の実現」です。しかし、アフリカや南米など、核の脅威が比較的遠い地域や、日々の貧困や環境問題で手一杯の都市にとっては、核廃絶だけを訴えても響きにくい現

実があります。そこで私たちは、目標 B として「安全で活力ある都市の実現」を掲げました。これは、環境破壊、貧困、飢餓、差別といった、それぞれの都市が抱える課題に取り組み、市民が安心して暮らせる社会を作ることも、広い意味での「平和活動」であると位置づけるものです。「核兵器の問題はピンとこないけれど、環境問題なら協力できる」「貧困対策なら一緒にやろう」。そうした入り口から仲間を増やし、信頼関係を築いた上で、「でも、もし核戦争が起きたら、環境も経済もすべて吹っ飛んでしまうよね。だから核廃絶も必要なんだよ」と伝えていく包括的なアプローチです。

さらに、私たちは「平和文化」の振興に力を入れています。政治やイデオロギーの話は、時に人を分断します。核兵器は必要悪であるという「核抑止論」を巡って議論がかみ合わないこともあります。しかし、芸術、音楽、スポーツといった文化の力は、理屈抜きで人の心を繋ぐことができます。例えば、サッカーボールを追いかけるこどもたちの笑顔に、国境はありません。平和首長会議は、こどもたちが平和を願って描いた絵画コンテストを毎年実施しています。戦禍にあるウクライナからも平和を願う絵を送ってもらいました。こどもたちの純粋な感性が描いた絵は、どんな政治的演説よりも雄弁に「平和の尊さ」を訴えかけます。広島で被爆し、12歳で亡くなった佐々木禎子さんの「折り鶴」の物語も、世界中のこどもたちの心に届いています。こうした「ソフトパワー」を活用し、世界中の人々の心の中に、「戦争は嫌だ」「平和でありたい」という共通の土壌（文化）を耕していく。それが、政治的な対立を乗り越えるための遠回りのようで確実な道だと信じています。

未来を担う皆様へのメッセージ

〈好奇心を持ち、行動する市民へ〉

長時間にわたりお話ししてまいりましたが、最後に皆様、特にこれからの社会を担う若い方々にお伝えしたいことがあります。

どうか、世界を「知ろうとする好奇心」を持ち続けてください。今、世界で起きている戦争、トランプ現象に代表されるポピュリズムの台頭、そして核兵

器の危機。これらは決して、テレビやインターネットの中の出来事ではありません。私たちの生活、経済の現実、そして未来に直結している問題です。なぜ指導者たちは争うのか、歴史はどう動いてきたのか、そして80年前の広島で何があったのか。スマホでニュースの見出しを追うだけでなく、その奥にある背景を調べてみてください。本を読み、議論してください。広島平和記念資料館（原爆資料館）にも是非来てください。

私たちは今、歴史の岐路に立っています。19世紀のような力とエゴが支配する「帝国主義の時代」に逆戻りしてしまうのか、それとも、対話と協調に基づいた「人間中心の平和な時代」を守り抜き、進化させることができるのか。その鍵を握っているのは、政治家や外交官だけではありません。市民一人ひとりの「意志」です。「核兵器はいらない」「平和な世界で生きたい」という市民の真っ当な声が、国境を越えて繋がり、大きなうねりとなった時、どんな強権的な指導者もそれを無視することはできなくなります。核兵器禁止条約が成立したのも、まさに世界中の市民社会の力が国連を動かした結果でした。

広島は、決して諦めません。どんなに国際情勢が厳しくても、核兵器が存在する限り、私たちは「ノー」と言い続けます。そして、世界中の都市、市民と手を携え、平和の種をまき続けます。皆様も、どうかその連帯の輪に加わってください。それぞれの場所で、それぞれのやり方で、平和について考え、語り合ってください。それが、被爆地・広島からの心からの願いです。

本日は、ご清聴いただき、誠にありがとうございました。

※本稿は2025年5月9日に創価大学で行われた講演の抄録であり、本稿で言及されているデータなどは当時のものです。

講 演

8歳の記憶「ヒロシマ」

広島被爆体験証言者 八 幡 照 子

(講師紹介：本日は、被爆体験証言者として活動を続けておられます八幡照子さんにお越しいただきました。八幡さんは8歳の時に広島で被爆されました。2013年から外務省の非核特使として委嘱を受けられ、ピースボートの被爆者地球一周証言の航海にも参加されています。また、80歳を過ぎてから英語の勉強を始められ、海外からの訪問者に向けて英語での証言も行っておられます。本日はオーストラリアでの証言活動から戻られたばかりの中、お話しいただきます。それでは八幡さん、宜しくお願いいたします。)

はじめに

皆さん、こんにちは。被爆体験証言者の八幡照子と申します。本日はよろしくお願いいたします。

今日は、広島から被爆したおばあちゃんが、のこのこと東京に寄せていただきまして、このような立派な大学の優秀な皆様の前で証言をさせていただくということで、大変光栄に思うと同時に、不安な気持ちでいっぱいですが、一生懸命お伝えしたいと存じます。

これから見ていただくパワーポイントについて少し説明させていただきますね。写真や地図のほかに「原爆の絵」が出てまいります。これは私が描いたものではなく、広島市立基町（もとまち）高校の美術部の生徒さんたちが描いて

くれたものです。生徒さんたちは原爆のことなど何も知りません。しかし、被爆者の話を聞いて、何度も何度も描き変えて、約一年かけて私の記憶を形にしてくれました。これからの話の中で出てまいりますので、どうぞご覧ください。

軍国少女だった日々

私が原爆を受ける前、私たち日本の子どもたちがどんな生活をしていたか、そこから話したいと思います。

私は大阪で生まれ、神戸で幼い日々を過ごしました。父の転勤が多く、父が満州の天津に転勤になったのを機に、私たちは広島のおばあちゃんのところに家族で引っ越しました。原子爆弾が投下される約1年前、私は広島市立己斐（こい）国民学校に入学しました。国民学校というのは今の小学校のことです。待ちに待った入学式の日、校門を入ると桜が満開でした。時折吹く風に花びらがひらひらと舞って、地面を薄桃色に染めていきました。学校は毎日楽しかったです。「みんなでべんきょううれしいな、こくみんながっこう一年生」と声を張り上げて歌った音楽の時間、初めての勉強、すべてが輝いていました。

そして初めての遠足、忘れもしません。お弁当箱の半分にはうずら豆の入ったご飯、もう半分には何が入っていたと思われませんか？ 今の皆さんの遠足のお弁当とは大違いです。なんと、サツマイモを蒸したのがゴロンと入っていたんです。戦争によって食糧事情がだんだん悪くなり、子どものお弁当にも影響を及ぼしていました。家庭では「すいとん」という団子汁や、少しのお米に水や野菜をたくさん入れてカサ増しした雑炊が主食でした。

ラジオからは毎日軍艦マーチが流れて、「大本営発表！」と戦争の結果を伝えます。「我が軍の損害なし」「敵空母撃沈」と、決まって日本の優勢を伝えるのです。これは今思えば虚偽の報告だったのですが、国民の多くは「欲しがりません勝つまでは」を合言葉に、日本の勝利を信じて疑いませんでした。

しかし、学校生活も次第に戦争の色に染まっていきました。運動会の綱引きの綱を「お国に供出」と言って差し出さなければならなくなりました。秋晴れ

や五月晴れの爽やかな運動会ではなく、雲が低く立ち込めたとても肌寒い日で、綱とのお別れが悲しかったことを今も覚えています。

そして上級生、つまり6年生たちは、毎日歌いながら運動場を行進していました。「命一つをかけがえに、百人千人斬ってやる」と毎朝行進するのです。どういう意味かお分かりでしょうか。硫黄島やサイパン島、沖縄が敵の上陸によって陥落しました。今度は日本本土に敵が上陸してくるかもしれない。そうしたら命を捨てても、100人でも1,000人でも斬ってやるぞということを、小学生のうちから教えられていたのです。もう戦争末期ですから武器などありません。竹の先を尖らせた「竹槍」で、もしも敵が上陸してくれば、命を捨てても戦うことを決意し、毎朝毎朝歌っていました。当時2年生、8歳だった私の頭にもその歌が染み付いて、こんなおばあちゃんになっても口をついて出ます。

8歳の私がとても衝撃を受けた話があります。皆さん、「特別攻撃隊（特攻隊）」の話をご存知だと思います。爆弾を抱え、飛行機ごと敵の船艦に体当たりするという悲壮な作戦です。命を捨てても祖国や愛する家族を守るために、多くの若者が志願していきました。しかし一方で、人生の夢や希望を断ち切って命を失っていく若者の悲しみはいかばかりだったでしょう。私は戦後75年も経ってから、特攻隊員たちが飛び立っていくのを見届けて生還した方から話を聞きました。

志願は美談ばかりではなかったのです。17歳から20歳過ぎの若者が集められて、「特攻隊に志願する者は一歩前に出る」と上官が言うと、みんな一歩前に出たそうです。でも、残っている少年が一人いました。「貴様はなぜ志願しないのか」と問われると、彼は「自分は農家の一人息子であります。年老いていく親を残していくことはできません」ときっぱり言ったそうです。そうしたら「貴様はそれでも日本男児か」と、意識がなくなるまで殴られ、とうとう志願させられて飛び立っていったといえます。

「いつまでも、いつまでもお元気で」。特攻隊員たちが残した最期の言葉に、私は限りない感謝と平和への決意を込めて、今も胸に残る一節があります。♪ 神風（しんぷう）特別攻撃隊 ♪ 今にして思えば絶望的な戦争末期だったので

す。

あの日、1945年8月6日

そして、あの日。1945年8月6日。爆心地から2.5キロ離れた己斐本町（こいほんまち）の自宅には、ひいおばあちゃん、おばあちゃん、両親と姉、私、そして弟2人の8人がいました。空は晴れて爽やかな朝でした。私は小学2年生の夏休みでした。

朝から警戒警報が鳴っていました。警戒警報というのは、敵機が近づいたから警戒して防空壕に入る合図です。私たちは綿の入った防空頭巾を被り、大事な救急袋を持って避難します。広島はそれまで大きな爆撃を受けたことがありませんでした。警報が鳴っても偵察機がすぐいなくなる程度で、これを不思議に思った人はいたでしょうか。子どもだから何もわかりませんでした。

警報が解除になったかどうか、朝早かったので聞き漏らしてしまった私は、「隣のとっちゃんのところに聞いてくるね」と言って、裏庭に降り立った、まさにその時です。

「ピカーッ！」

空一面が光りました。ものすごく青白い光。当時はありませんでしたが、まるで空全体が巨大な蛍光灯になったようでした。私はびっくりして、毎日練習していたように、目と鼻と耳を塞いで地面に伏せようとした瞬間、意識を失いました。

「みんな、ここに集まりなさい！」意識朦朧とする中、母の叫ぶ声を聞きました。気がつくと、私は裏庭にいたはずが、廊下と6畳と8畳の間を超えて、5、6メートル吹き飛ばされ、家の中に倒れていました。机の隅にうずくまって頭がガンガン痛みます。母の声を頼りに這い出してみると、倒れた襖に廊下のガラス片が一斉に矢のように突き刺さり、家の中は家具が倒れ、食器が散乱し、襖も障子も倒れて、足の踏み場もないほどひっくり返っていました。

父は、崩れかかった階段を登って、2階の屋根が吹き飛び部屋の隅に吹き飛ばされていたひいおばあちゃんを背負って降りてきました。母は押し入れから冬の大きな布団を引きずり出して、集まった家族の上に広げながら悲壮な声できっぱりと言いました。「みんなで死のう。みんな一緒よ」母は今まで経験したことのないこの状況に、ただならぬものを感じたのでしょうか。第二、第三の攻撃があったらとても助からない。それなら家族バラバラにならないで一緒に死のうと言って、私たちを布団でくるんでくれたのです。

布団を被り、肩を寄せ合ったあの時の家族の温もり、子ども心に感じた家族の絆を、私は今も忘れません。家族っていいですね。優しくて温かくて、ちょっぴり厳しくて、かけがえのない存在です。

一体何が起きたというのでしょうか。原子爆弾は、35万人が住む広島市上空600メートルのところで炸裂しました。爆発の瞬間、マグネシウムを焚いたような強烈な閃光が放たれ、同時に空に巨大な火球が現れました。その中心温度は数百万度に達したと言われています。1秒後にはその火球は半径200メートルの大きさに急膨張し、強烈な熱線と放射線を放出しました。その熱線に焼かれた人々は重度の火傷を負って多くの人が亡くなりました。

原子爆弾投下時の真相

原子爆弾は、35万人が住む広島市上空、600メートルのところで爆発しました。爆発の瞬間、マグネシウムを焚いたような強烈な閃光が放たれました。

原爆が爆発した時の、爆発点の温度は数百万度となり、空中に発生した火球は、1秒後に直径400mを超える大きさになりました。

この火球から四方に出された熱線は、爆発0.2秒後から3秒後までの間、地上に強い影響を与え、爆心地周辺の地表面の温度は3,000度から4,000度にも達しました（鉄が溶ける温度が約1,500度です）。

爆心地から約1.2km以内でこの熱線の直射を受けた人は、体の内部組織まで大きな損傷を受け、ほとんどの人が、即死か数日のうちに亡くなりました。

原爆の爆発の瞬間、爆発点は超高圧となり、周りの空気が急激に膨張して、

街をすさまじい爆風が襲いました。

爆心地から半径2km までの地域では、ほとんどの木造の建物は壊され、鉄筋コンクリート造りの建物は、崩壊は免れた場合でも窓や家具などが吹き飛ばされ、その後内部は全て焼き尽くされました。

爆風によって吹き飛ばされ、即死した人、飛び散ったガラス片が刺さりけがをした人、たおれた建物の下敷きになって圧死した人や、そのまま生きながら焼け死んだ人がたくさんいました。

原爆の大きな特徴は、爆発した時のエネルギーがそれまでの火薬を使った爆弾とは比べものにならないくらい大きいことと、人体に危険な放射線を出すことです。

原爆が爆発して1分以内に「初期放射線」が大量に放出されました。特に爆心地から1km 以内で直接、放射線を受けた人は、ほとんど亡くなりました。

さらにそのあとも「残留放射線」が地上に残りました。

このため、援護活動や家族をさがすために爆心地近くにいき、放射線を受けました。爆発により巻き上げられたチリやススが黒い雨となって降り、放射性物質を直接浴びたり、井戸水が汚染されて健康被害を受けました。

原爆の被害は、被爆直後にあらわれた急性障害（発熱、はき気、下痢）だけではなく、後障害という長期にわたって白血病やガンなどさまざまな障害が現れ、現在なお苦しみ続けている人も数知れません。

けれどもこの時、私達はまだ原子爆弾のことを知る由もありません。

地獄絵図の中の逃避行

布団を被ってみんなで死ぬつもりでしたが、外で「火災発生、退避、退避！」という声がしました。爆心地から2.5キロ離れた私たちの自宅周辺でも、あちこちで家が潰れ、朝食の準備で焚いていた火から火災が発生し、黒い煙が上がっていました。父が「今晚は野宿するようだ。お父さんは布団を裏の河原に運ぶから、みんな逃げろ」と言い、私たちは布団から出ました。

母が「照子が！ 照子が！」と私のところに飛んできました。私は頭がガン

ガンするけれども、自分では気がついていませんでしたが、顔中血だらけだったそうです。母は私の顔が潰れたかと思って一生懸命拭いてくれました。どうやら吹き飛ばされた時にどこかで打って、頭に大きな傷を負い、そこから血が出ていたようでした。母も背中に大きなガラスが刺さっていました。

外に出ると、家々は全て倒壊し、異様な静けさでした。「シーン」とした、まさに死の街でした。「泣かないで、ついてきなさい!」。母が3歳の弟をおんぶし、前を走ります。私は頭が痛かったけれど、5歳の弟の手を引き、歯を食いしばって一生懸命母の後を追いました。

走って走って山まで来ると、そこにはすでに10人、15人の兵隊さんが倒れていました。上半身大火傷です。夏ですから上着を脱いで作業していたのでしょう。皮膚がただれ、「苦しい、熱いよ、水くれえー」と呻いています。「水を飲んだら死ぬぞ」と誰かが叫んでいます。そんな地獄のような場所を、私たちは怖々と通って山へ逃げました。

空が暗くなったかと思うと、今度は大粒の雨が降ってきました。やがて叩きつけるような土砂降りとなりました。私たちはその雨でずぶ濡れになりました。これが、皆さんもご存知の、放射性物質に汚染された「黒い雨」です。そうとも知らず、私たちは雨に打たれながら、父がいる河原に引き返そうと、山を降りることにしました。

幽霊の行列と白いおむすび

己斐の橋に近づくと、市街地から逃げてくる人たちが、10人、20人、100人と見えてきました。埃にまみれ、髪は爆風で逆立ち、全身を火傷した人たちです。腕の皮膚が剥け、指先からダラリと垂れ下がっています。幽霊のように手を前に出して、皮膚を引きずりながら、無言で、泣きながらゾロゾロと歩いてくるのです。第二、第三の爆弾があるかもしれないという恐怖で、必死に逃げてくるのです。男女の区別もつかないくらいの酷い姿でした。

私たちはその橋を渡って逃げてくる人たちに逆行しながら河原に出ようとなりました。今も夢に見ますが、向かってくる人たちはまるで「幽霊の行列」のよ

うでした。

やっと河原に出て父と再会しました。私は家の中に吹き飛ばされたため火傷は免れましたが、家族全員吹き飛んだガラス片で怪我をして血を流し、大雨でずぶ濡れになり、途方に暮れていたところ、親戚の男の子（ショウちゃん）が水筒を一つ下げて探しに来てくれました。「ああ、助かった」と、私たちは親戚の家（己斐の紅葉谷）に避難することにしました。

夕方のことです。避難先の小川は、何事もなかったかのようにぎあぎあと流れ、ヒグラシが「カナカナカナ」としきりに鳴いていました。地獄のようなところから自然の優しさに触れて、とても嬉しかったことを覚えています。

日が暮れて、近所の人々が訪ねてきました。私の目は釘付けになりました。その人たちが差し出した「餅箱」（餅などを入れる木箱）には、真っ白いおむすびがズラッと並んでいたのです。夜でしたが、私にはそれが真っ白く光って見えました。朝から何も食わず、お腹はペコペコだったので、そのおむすびの美味しかったこと。白いご飯が食べられる幸せ。皆さんにとっては当たり前のことかもしれませんが、平和であればこそだと思います。

そのおむすびの美味しさは忘れられず、私は今も、炊き立てのご飯で、手のひらを熱くしながら誰かのために塩むすびを作ると、とても幸せな思いがします。

その夜、広島市の街地は夜空を焦がすように燃え続けました。子ども心に「ああ、燃えてる」と見ていましたが、あの日、あの炎の中で生きながら焼かれた人がいると思うと、本当にいたたまれない気がします。子どもを助けられなかった親、親を引っ張り出せなかった子ども。地獄のような苦しみの中で、被爆者は耐えて生きてきたのです。

校庭が火葬場に

8月9日になり、私たちの通っていた己斐国民学校に救護所ができたというので、父が怪我の酷かった私を連れて行ってってくれました。校門を入ると、かつての桜吹雪ではなく、悲鳴とも呻きともつかないぎわめきが聞こえてきまし

た。背中を焼かれた人がうずくまり、真夏の太陽が容赦なくジリジリと照りつけ、むせかえるようなやけどの臭い、悲鳴、人を探す声で大混乱でした。

恐る恐る私の教室を覗くと、教室にも廊下にも、被災した人たちがギッシリと横たわっていました。死んだように寝ている人、「お母さん、お母さん」と泣き叫ぶ子ども。亡くなった人はすぐに急ごしらえの担架に乗せられて運動場へ運ばれていきます。私たちの運動場は、まさに火葬場と化していました。7筋ぐらいの穴が掘られ、亡くなった人を次々と放り込むようにして茶毘（だび）に付すのです。真夏ですから遺体はすぐに傷みます。だからどんどん火葬していくのです。

燃え盛る炎に真夏の太陽が照りつけ、黙々と作業する人の姿が陽炎（かげろう）のように揺れていました。人を焼くにおいが風に舞って、校舎全体を包んでいました。

そんな中、校門の近くに机が出され、白い紙袋がたくさん並べられていました。食べるものもなくお腹がペコペコだった私は、「お菓子を配っている」と思って飛んで行きました。そして、がっかりしました。袋の中身は「骨」だったのです。校庭で焼かれた人たちの骨が一片ずつ入っていました。「誰の骨かわからないけど、せめてもの供養に」と、家族を探しに来た人たちがその骨をもらって帰ったと、後に知りました。

私たちの校庭で焼かれた人は約2,000人と記録されています。その中には、「建物疎開作業」に従事していた中学1、2年生が多く含まれていました。建物疎開作業というのは、空襲で火災が起きた際、火が燃え移らないように、あらかじめ木造家屋を取り壊して空き地を作る作業です。中学1、2年生は毎日その作業に従事していました。「戦争に勝ったら学校に戻れる、勉強ができる、お腹いっぱい白いご飯が食べられる」。そう信じて頑張っていた学徒動員の子どもたち、約8,200人のうち、約6,300人が犠牲になりました。どんなに悔しかったことでしょうか。どんなに生きたかったことでしょうか。彼らは一瞬のうちに全てを失い人生を閉じてしまったのです。

忘れられない光景

原子爆弾といえば、いろんな悲しい光景を思い出します。私たちが避難した親戚の隣の家には、大火傷を負って帰ってきた女学生のお姉さんが寝ていました。真夏ですからクーラーなどありません。障子やガラスを全部開け放って座敷に寝ていたお姉さんの枕元に、小さな壺がありました。食べるものもなくいつもお腹をすかせていた私は、きっとその壺に飴玉が入っていると思って気になって仕方ありませんでした。ある時、お姉さんが壺の蓋を開けるのを見ました。なんと、お姉さんはその壺に「真っ黒い血」を吐いているのです。何度も何度も黒い血を吐き、やがて亡くなりました。

街の火が収まった頃、父と母は、父の学生時代の親友を親友の奥さんと共に探しに行きました。炎天下、瓦礫を掘り起こすためのシャベルを担いで、毎日毎日探しに行きました。道には黒焦げの遺体が累々と転がっています。それをまたぎながら、崩れた水道管から溢れるお湯のような水を飲みながら、友人の職場を目指しました。

1週間後、やっとその職場にたどり着いて瓦礫を掘り起こすと、白骨死体が出てきました。誰の骨かわかりません。しかし、一生懸命その周りを探すと、腰のあたりに焼け焦げた印鑑ケースが見つかりました。それは父が探していた「アワムラ」さん本人のものでした。泣き崩れる奥さんの声に驚いた、背中の赤ちゃんが泣き叫び、父も母も慰める言葉もなく立ち尽くしていたといいます。頭蓋骨だけを包んで持ち帰り、私たちは父の親友の変わり果てた姿に手を合わせました。描いてもらった絵を見ますと、無言のうちに訴えるものに胸を突かれる思いがします。

また、私は避難先の川にかかる橋でよく遊びました。ある夕方、むしろ（藁などで編んだ敷物）に巻いたものをかついだ男の人がやってきました。通り過ぎるのを待って見上げると、むしろの間から紫色に変色した子どもの足が覗いていました。「あれは山へ焼きに行くんじゃ」と、一緒にいた男の子が教えてくれました。亡くなった子どもをかついでいたのは、その子のお父さんだったのです。苦しみを背中に耐えて山へ消えていったお父さんの姿。一人一人に人

生があり、生活があった。それが一瞬のうちに奪われたのです。

終わらない苦しみ

その年の12月末までに、約14万人が亡くなったと言われています。しかし、原爆の被害はそれだけではありません。何年も何十年も経ってから症状が現れ、今も癌や白血病で苦しんでいる被爆者がたくさんいます。

私の中学・高校時代の友人、スエツグキミコさんもその一人です。彼女はとても明るく元気な子でした。彼女は8歳の時、爆心地から1キロの町で被爆しました。高校までは何の症状もなかったのですが、原爆から約16年経ったある日、腕に斑点ができ、高熱が出て、顔が腫れ上がりました。「胸に鉛を抱いたように苦しい」と言い出し、診察を受けると「急性骨髄性白血病」、原爆によるものと診断されました。

明るい彼女は「私、頑張るね。絶対良くなるね」と言って、輸血や点滴で一生涯懸命治療しました。彼女の言葉を私は今もはっきりと覚えています。「あの素敵な服とあの靴で、あの青空を仰いでみたい。そしてシンデレラのように踊ってみたい。私は誰にも文句を言うつもりはありません。よくなろう、生きよう、生きよう」そう懸命に願いましたが、約1年後、彼女は25歳の若さで亡くなりました。

また、私の夫の話もさせてください。今から12年前、私は「ピースボート」の被爆者地球一周証言の航海に参加しました。その時、夫が快く「行ってこい」と送り出してくれたのですが、彼自身も被爆者で、10歳の時、爆心地から2.5キロの場所で被爆し、辛い体験をしました。彼はその体験を誰にも話さず、私にさえ詳しくは語っていませんでした。

私が船に乗る前日、夫は初めて重い口を開きました。彼は被爆後、親戚を頼って避難の途中、爆心地に近い本川（ほんかわ）国民学校を通ったそうです。そこで、焼け焦げた校舎に、黒焦げになった子どもの遺体が数体、張り付いているのを見たというのです。それを助けに入った大人たちが、トビロ（先が曲がった道具）で遺体を壁から剥がしていたと。「そんな話は聞いたことも

ないし、記録にもありません」と人から言われたとき、「こんな可哀そうな話を、作り話でできるか」夫はそう言いました。残酷な記憶を持つ人は、一生口を閉ざしてしまふ。話すことができない被爆者がたくさんいることを、私は改めて実感しました。

世界への旅と平和への祈り

ピースボートで世界を回り、私は多くのことを学びました。私は「自分は被害者だ」という思いで船に乗っていましたが、シンガポールに行った時、そこで日本軍がかつて行った虐殺の歴史、加害の歴史に触れ、大きなショックを受けました。戦争になれば、人は加害者にも被害者にもなるのです。

また、長崎で被爆した大村和子さん（当時85歳）と同室になり、彼女の悲しい体験を聞きました。彼女は家族5人を亡くしました。17歳だった彼女は、手伝ってもらって、焼け跡で肉親4人を焼きました。「人の頭ってなかなか焼けないのよ」と淡々と話す彼女の姿に、言葉を失いました。そんな彼女は、晩年認知症になり、その凄惨な記憶を忘れて亡くなりました。「認知症は神様からの贈り物だった」と私は思いました。あんなに辛い記憶を抱えて生きることは、地獄だったからです。

アウシュビッツ収容所も訪れました。そこで見た大量の遺品、髪の毛、義足。ガス室の爪痕。証言してくれた生存者の方は、腕に彫られた番号を見せながら、「幼児がガス室に送られる時、引き裂かれた母親の半狂乱の叫びが今も耳に残る」と語りました。その言葉は、ヒロシマのあの悲しい叫びと重なり、私は涙で立ち尽くすしかありませんでした。

おわりに：平和の種を育てて

世界では今も、戦争や内戦、紛争、テロ、飢餓、貧困、差別が絶えません。しかし、戦争は自然災害とは違い、人間の仕業です。一旦戦争が起きれば、敵も味方も人間性を失い、狂気の中で殺し合うことになります。

なぜ人間同士、国同士で戦うのでしょうか。武力でエスカレートするのではなく、もっと対話で解決する方法があるはずです。私たちはこの美しい地球に生まれ合わせ、国や言葉は異なっても、同じ時代を生きています。

あなたの愛する人は誰ですか？ あなたが守りたいもの、何があっても守りたいものは何ですか？ もし今、一発でも核兵器が使われたとしたら、人類は滅亡に向かいます。だから私は、この原爆の事実と記憶を伝え、二度と核兵器を使わせてはならないと世界に警鐘を鳴らし続けることが、生き残った私の使命だと思っています。

こんな若い、未来や夢のある皆様が、二度とあのような目に遭うことのないよう、心から願います。そして、皆さんの手で核兵器のない世界を築いていただきたいのです。一人一人の市民の思いが、国の指導者を動かす力になります。

どうか皆様、今日私が蒔いた「平和の種」を、必ず育ててください。育てて、核兵器のない平和な世界を築いてください。心からお願いして、私の証言を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

※本稿は2025年5月16日に創価大学で行われた講演の抄録であり、本稿で言及されているデータなどは当時のものです。

講 演

「核兵器のない世界」の現在地

核兵器をなくす日本キャンペーン コーディネーター

浅野英男

皆さん、こんにちは。本日は、この「平和講座」の授業にお越しいただき、本当にありがとうございます。また、本日このような貴重な機会をくださいました玉井先生をはじめ、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。先ほど丁寧なご紹介をいただきました、「核兵器をなくす日本キャンペーン」というNGOでコーディネーターを務めております、浅野と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

さて、皆さんはこの連続講義の中で、これまで様々な視点から核兵器や平和の問題について学んでこられたかと思います。前回の授業では、被爆者の方の直接の証言を聞かれたそうですね。あるいは広島市の平和推進課の方から、自治体レベルでどのような平和行政が行われているかというお話も伺ったと聞いています。そうした授業を通じて、核兵器がいかにも人間を破壊する悲惨な兵器であるか、その「非人道性」や「残酷さ」については、すでに皆さんの心に深く刻まれていることと思います。

今回はこの連続講義の締めくくりとなります。これまでの学びを土台にしつつ、視点を少し「世界」へ、そして「現在の国際政治」へと広げてみたいと思います。「核兵器が恐ろしいことはわかった。では、今、世界はそれをなくすためにどう動いているのか？ あるいは、なぜなくせないのか？」今日は、「『核兵器のない世界』の現在地」というタイトルで、核兵器をなくそうという

国際的な動向が今どうなっているのか、私が実際に参加してきた国際会議の現場の様子なども交えながら、できるだけリアルにお話しさせていただければと思います。

本題に入る前に、少しだけ自己紹介をさせてください。「なぜ、わたしがここに立って核兵器の話をしているのか」という背景を知っていただいた方が、話が伝わりやすいかと思います。

私は茨城県の出身です。高校までは創価学園で学び、2015年に卒業しました。その後、創価大学に進学しました。ですので、皆さんにとっては少し年上の先輩のような立場になるかもしれません。大学では国際教養学部にも所属し、その2期生として勉強しました。

2019年に大学を卒業した後は、より専門的に国際政治学や平和学を学びたいと考え、2021年に神戸大学の大学院に進学しました。さらにその後、視野を広げるために海外の大学院へも挑戦し、国際関係論の分野で修士号を取得して2023年に卒業しました。そして現在は、「核兵器をなくす日本キャンペーン」という団体のスタッフとして働いています。私がこの世界に飛び込んだのは、単に研究対象として核問題を扱うだけでなく、実際に社会を変える「運動」の中に身を置きたいと思ったからです。

「核兵器をなくす日本キャンペーン」とは

私が所属している「核兵器をなくす日本キャンペーン」について、少しご説明します。この団体は、日本が核兵器禁止条約（TPNW）へ参加することを目指し、幅広い市民の皆さんと一緒に取り組みを行っている NGO です。「核兵器廃絶日本 NGO 連絡会」を母体として、2024年4月に発足しました。

私たちの最大の特徴は、「超党派」かつ「超世代」であることで、非常に多様なバックグラウンドを持つ団体が一つにまとまっている点にあります。例えば、昨日まで皆さんが学んでこられたような「被爆者」の団体である日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）もメンバーですし、世界的なネットワークを持つピースボート、さらには創価学会平和委員会もその重要な一員として参

加しています。普段は異なる活動領域やメッセージを持っている団体同士であっても、「核なき世界」という共通の目標のために、手を取り合って連携しているのです。

私たちの団体の代表を務めているのは、昨年、ノーベル平和賞を受賞した日本被団協の代表委員である田中熙巳（たなか・てるみ）さんです。田中さんは90代のご高齢ですが、今なお先頭に立って私たちを引っ張ってくださっています。一方で、運営を担う事務局には、私のような20代のスタッフもいます。また、ICAN やピースボートで活躍されている川崎哲（かわさき・あきら）さんのようなベテランもいます。まさしく、90代の被爆者から10代の若者までが、世代を超えてフラットに議論し、政府への要請活動や世論喚起のキャンペーンを行っている。これが私たちの団体のユニークな点であり、強みでもあります。

核をめぐる「2つの危機」と東アジア

では、ここから本題に入っていきます。今、世界の核兵器情勢はどうなっているのでしょうか。一言で言えば、「冷戦後最大のリスク」に直面しています。この危機的な状況について、本日は大きく3つのテーマでお話しますが、まずはその第1のテーマ、「核をめぐる2つの危機と東アジア」についてです。

皆さんの中には、日々のニュースで「核の脅威」という言葉を耳にすることが増えたと感じている方も多いでしょう。「今は冷戦後、最も核兵器が使用される可能性が高い時期だ」そんな警告を、専門家や政治家が口を揃えて発しています。具体的に何が危機的なのか。私はこれには「2つの側面」があると考えています。

第一の危機は、「実際に核兵器が使用されるリスク」が、この数十年で最も高いレベルにあるということです。国連のアントニオ・グテーレス事務総長も、「地政学的な緊張や不信によって、核戦争のリスクはこの数十年で最高レベルに悪化している」と繰り返し警鐘を鳴らしています。

具体例を挙げればきりがありません。ロシアによるウクライナ侵攻を巡っては、プーチン大統領をはじめとするロシア政府高官が、核兵器の使用を示唆するような威嚇を何度も繰り返しています。これは、核保有国が通常兵器での戦争で劣勢に立たされた場合、局面を打開するために核を使う可能性があることを世界に突きつけました。

また、中東情勢も深刻です。パレスチナ・ガザ地区での紛争に関連して、イスラエルの閣僚からは「ガザ地区への核使用も選択肢の一つだ」という趣旨の発言まで飛び出しました。さらに、これに呼応するかのように、アメリカの一部の政治家の中にも、かつての広島・長崎への原爆投下を引き合いに出して、「戦争を早く終わらせるためには核の使用も正当化される」といった強硬な発言をする人々がいます。

ここで恐ろしいのは、実際に核兵器の発射ボタンを押す権限を持つ人々、あるいはその意思決定に近い立場の人々が、「核を使ってもいいんじゃないか」「使えるんじゃないか」という認識を持ち始めていることです。かつて存在した「核兵器は絶対に使ってはいけない」という強い規範、いわゆる「核のタブー」が今、音を立てて崩れかけているのです。

こうした文脈の中で、昨年、日本被団協がノーベル平和賞を受賞したことは、極めて大きな意義があります。授賞理由にはこう書かれていました。「核兵器のない世界の実現に尽力してきたこと」に加え、「核のタブーの確立に貢献してきたこと」。そして、その「核のタブーが今、危機的状況にある」とも指摘されています。

ある被爆者の方は、受賞後のインタビューでこう語っておられました。「核兵器が79年間使われなかったのは、核抑止力のおかげではない。核兵器ではなく、私たちの言葉が、核の使用を阻止する『抑止力』になったんだと思う」と。この言葉は非常に重いものです。核兵器という「力」ではなく、被爆者が世界中で語り続けてきた「地獄」の記憶、そして核使用は「人間として絶対に許せない」という「言葉の力」こそが、指導者たちにボタンを押させなかったというのです。今、そのタブーが崩れかけているからこそ、世界はもう一度、被爆者の声を聞き、理性を取り戻さなければならない。ノーベル平和賞授賞の

背景には、そうした国際社会の切実なメッセージが込められていたのです。

第二の危機は、世界が「核軍縮」の時代から、再び「核軍拡」の時代へと転換してしまっていることです。

長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）が毎年発表しているデータによると、世界には約1万2000発以上の核兵器が存在します。数自体は冷戦のピーク時に比べれば減っていますが、問題はその中身です。RECNAの推計によれば、実戦で使用しうる「現役」の核兵器の数は、近年増加傾向にあります。

特に、ここ東アジア地域での増加が顕著です。中国はこれまで「最小限の抑止力」として核兵器の数を抑えてきましたが、近年は急速に核弾頭を増やしています。2018年頃と比較すると、数百発単位で増加しており、アメリカやロシアに対抗できる核戦力を構築しようとしています。北朝鮮もまた、ミサイル実験を繰り返し、核弾頭の増産と多様化を進めています。

一方で、既に数千発の核を持っているアメリカやロシアはどうでしょうか。彼らは数を大幅に増やすわけではありませんが、「近代化」という名目で、莫大な予算を投じています。古い核兵器を廃棄する代わりに、より性能が良い核兵器へと更新を進めています。その中には、破壊力を調整できるような「使い勝手の良い」核兵器も含まれています。

ここで重要になる概念が「安全保障のジレンマ」です。A国が「自国の安全を守るため」に軍事力を増強するとします。すると、隣のB国は「A国は戦争の準備をしているのではないか」と疑心暗鬼になります。そしてB国も自国の安全保障のためとして軍事力を増強します。それを見たA国はさらに不安になり……という無限のスパイラルです。結果として、双方が莫大なお金をかけて軍事力を高めたにもかかわらず、緊張は高まり、軍事的により強大になった相手と対峙することになり、お互いの安全性はむしろ低下してしまう。まさに今、私たちが住む東アジアで起きているのは、この典型的な「安全保障のジレンマ」による軍拡競争なのです。

経済的コストと私たちの生活

この軍拡競争には、私たちの想像を絶する莫大なお金が使われています。ICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）の最新の報告書によると、2023年の1年間だけで、世界の9つの核保有国が核兵器システムに費やした総額は、約914億ドルに上ります。当時のレートで日本円に換算すると、約13兆円から14兆円という金額になります。

この「13兆円」という数字、大きすぎて実感が湧かないかもしれません。少し分解してみましょう。13兆円を365日で割り、24時間で割り、60分、60秒で割っていくと……。およそ「1秒間に42万円」です。私が今、一言しゃべる間にも、世界のどこかで42万円が核兵器のために使われているのです。この講義が始まってから今の時点までで、すでに数億円が消えている計算になります。

このお金があれば何ができるでしょうか。ICANの試算によれば、核兵器予算の1年分があれば、全世界の飢餓人口に13年分の食糧を提供することができます。あるいは、1分間分のお金（約2500万円）があれば、100万本の植林ができます。1秒分のお金で、数千本分のワクチンが買えるかもしれません。

私たちは、人類を減ぼすための兵器に投資するのか、それとも、気候変動対策や貧困解消といった「希望ある未来」に投資するのか。その選択が問われているのです。そしてこれは、遠い国の話ではありません。日本のメガバンクなどの金融機関も、核兵器製造企業に巨額の投融資を行っています。皆さんがアルバイトで稼いで銀行に預けているお金が、回り回って核兵器の開発に使われているかもしれない。「誰のお金で、誰が、何を作っているのか」。そこに関心を持つことも、私たちにできる重要なアクションの一つです。

グローバル・ヒバクシャという視点

核の被害について語る時、もう一つ忘れてはならない視点があります。それが「グローバル・ヒバクシャ」です。

私たちは「被爆者」というと、広島・長崎の人々を思い浮かべます。しかし、世界で行われてきた2,000回以上の核実験によって核の被害を受けた人々は世界中に存在します。アメリカの核実験場となったマーシャル諸島（ビキニ環礁など）、旧ソ連の実験場だったカザフスタンのセミパラチンスク、フランスが実験を行ったアルジェリアやポリネシア、イギリスが実験を行ったオーストラリアのアボリジニ居住区、そしてアメリカ国内のネバダ実験場周辺の住民たち。

彼らの多くは、大国の植民地支配下にあった人々や、先住民民族、あるいは社会的マイノリティの人々です。核保有国は、自国の首都のど真ん中で核実験をしたりはしません。常に「辺境」とみなされる場所、政治的に声の小さい人々の土地を選んで実験を行ってきました。これは「核植民地主義（Nuclear Colonialism）」とも呼ばれる問題です。

「核抑止によって、この80年間、大国間の戦争はなかった。平和が保たれてきた」という言説があります。しかし、その「平和」は、こうした世界中の「グローバル・ヒバクシャ」の人々の健康や故郷、そして生命の犠牲の上に成り立ってきたものではないでしょうか。「誰のための平和なのか、誰のための安全保障なのか」。この問いを、私たちは常に忘れてはなりません。平和と人権を考える上で、核問題は避けて通れない人種差別や構造的差別の問題でもあるのです。

東アジアの現状

さて、視点を私たちの足元、東アジアに戻しましょう。東アジアにおける核のリスクには、以下の3つの特徴があります。

- ①核使用のハードル低下：先ほども触れましたが、アメリカの「低出力核（小型核）」の配備や、北朝鮮の「戦術核」開発など、実際の戦争で「使える核」の配備が進んでいます。例えば台湾有事のシミュレーションにおいて、中国が劣勢になった際に核を使用するシナリオや、それに対してアメリカが報復するシナリオが、軍事専門家の間でリアルに議論されていま

す。

②核軍拡競争の加速：中国・北朝鮮を中心とした核戦力の増強、そしてそれに対抗するアメリカの核近代化。これらが狭い東アジア地域でぶつかり合っています。

③対話の欠如：決定的なのは、核保有国間や関係国間での信頼醸成のための対話がほとんどないことです。米中対立、日朝関係の断絶など、互いに非難し合うばかりで、緊張緩和に向けた対話のテーブルが存在しません。ホットラインが機能しなければ、偶発的な事故や誤認が、そのまま核戦争へとエスカレートする危険性があります。

長崎大学のシミュレーションによれば、もし北東アジアで核兵器が使用された場合、最初の数ヶ月で約260万人が死亡し、放射線の影響などで中長期的にさらに多くの人々が犠牲になると推定されています。そして、米軍基地や自衛隊基地が集中する日本は、真っ先に攻撃の標的になる可能性が高いのです。ウクライナやガザの惨状をニュースで見るとき、それを「対岸の火事」と思わず、「明日の東アジアの姿かもしれない」と想像力を働かせることが必要です。

核廃絶に向けた国際的な取り組み（NPT と TPNW）

ここまで、非常に暗い、危機的な話をしてきました。しかし、世界はただ手をこまねているわけではありません。核兵器をなくすための国際的なルール作りや交渉も懸命に行われています。第2のテーマとして、核軍縮をめぐる2つの主要な枠組み、「NPT（核不拡散条約）」と「TPNW（核兵器禁止条約）」について解説します。

① NPT（核不拡散条約）：既存の秩序と危機

まず、NPT（核不拡散条約）です。これは1970年に発効した条約で、現在191カ国が加盟しており、世界の核秩序の基盤となっています。

この条約の最大の特徴は、ある種の「不平等条約」である点です。米・露・英・仏・中の5カ国だけを「核兵器国」と認め、それ以外の国には核兵器を持

つことを固く禁じています。「なぜ5カ国だけ許されるのか？」という不満を抑えるために、NPTには以下の「3本の柱」があります。

- (1) 核不拡散：非核兵器国は核を持たない。核兵器国は核を拡散させない。
- (2) 核軍縮：その代わり、核兵器国は誠実に核軍縮交渉を行い（第6条）、最終的には核をなくす。
- (3) 原子力の平和利用：平和目的の原子力利用の権利は認める。

つまり、非核国が「核を持たない」と我慢する代わりに、核保有国は「核をなくしていく」と約束した。この「約束（バーゲン）」の上に成り立っているのがNPT体制です。

NPTでは、5年に1度、「再検討会議」という大きな会議が開かれます。私は2022年の会議や、その準備委員会に参加してきました。現場の雰囲気はどうかというと、一言で言えば「非難合戦」です。核保有国同士が、「お前が減らせ」「いや、お前のほうが脅威だ」と責任を押し付け合っています。アメリカは「中国の透明性が欠けている」と批判し、中国は「アメリカこそ最大の核保有国であり、まずお前が減らせ」と言い返す。ロシアはウクライナ情勢を理由に軍縮を拒否する。結果として、2010年を最後に、具体的な合意文書を作ることができていません。

2026年には次回の再検討会議が予定されていますが、ここでも成果が出せなければ、「核保有国は約束を守る気がない」として、NPT体制そのものの信頼性が崩壊しかねない、瀬戸際の状況にあります。

② TPNW（核兵器禁止条約）：新しい希望と規範

NPTで核軍縮が進まないことに業を煮やした非核保有国や、ICANなどの市民社会が立ち上がり、国連で成立させたのが「核兵器禁止条約（TPNW）」です。2017年に採択され、2021年に発効しました。現在、署名国・批准国は着実に増え、国連加盟国の過半数である98カ国が署名あるいは批准しています。（2025年6月時点）TPNWの画期的な点は、以下の通りです。

- (1) 完全な禁止：核兵器を「非人道的な兵器」と定義し、その開発・実験・

生産・保有・使用はもちろん、「使用するぞ」と脅すこと（威嚇）も法的に禁止しました。「誰が持っても、どんな理由があっても、核兵器は悪である」という新しい規範を打ち立てたのです。

- (2) 被害者援助と環境修復（第6条・第7条）：これが非常に重要です。TPNW は、安全保障の条約であると同時に、「人権と環境の条約」でもあります。被爆者や「グローバル・ヒバクシャ」への医療支援や、核実験で汚染された土地の環境修復を、締約国の義務として定めました。これまで核保有国が無視してきた被害者に光を当て、国際社会全体で支える仕組みを作ったのです。

核兵器禁止条約の背景にある「非人道性」の議論

この条約が生まれる原動力となったのは、「核兵器の非人道性」への着目です。条約の前文には、「ヒバクシャ (hibakusha)」という言葉が明記されています。「核兵器が使われたらどうなるか」。赤十字国際委員会などの専門機関は、「核戦争が起きれば、医療インフラは瞬時に崩壊し、医師も死に絶え、誰も助けることができない」と結論付けました。また、科学者による「核の冬」の研究では、核爆発による煤（すす）が太陽光を遮り、地球規模の寒冷化と飢饉を引き起こし、数十億人が餓死するリスクが指摘されています。「いかなる国家目標も、人類の絶滅というリスクに見合うものはない」。この認識が、TPNW の根底にあります。

日本の立ち位置

残念ながら、唯一の戦争被爆国である日本は、このTPNWに参加していません。理由は、アメリカの「核の傘」に依存しているからです。日本政府は、「北朝鮮や中国の脅威がある中、アメリカの核抑止力は必要不可欠だ。TPNWに参加すれば、その抑止力を損なうことになる」と説明しています。

しかし、被爆者や私たち市民社会は、「橋渡し」役を自任する日本こそ、少

なくともオブザーバーとして会議に参加し、議論に加わるべきだと訴えています。核の非人道性を訴えながら、核兵器による守りに依存するという矛盾。このジレンマをどう乗り越えるかが、私たち日本社会に突きつけられた課題です。

私たちに何ができるか～3つの視点～

最後に、こうした複雑な現状を踏まえて、学生の皆さん、そして私たち市民に何ができるのか。私が考える「3つの視点」を提示して、本日の講義を締めくくりたいと思います。

視点1：Why（なぜ核兵器廃絶が望ましいのか）

まず1つ目は、「Why」を自分の言葉で語れるようになることです。「なぜ、核兵器はない方がいいのか？」この問いに対し、単に「怖いから」という感情論だけでなく、論理的に説明できる力をつけてほしいと思います。

- (1) 人道上の理由：ひとたび使われれば、国境を越えて無差別に市民を殺傷し、遺伝的影響まで残す絶対悪であること。
- (2) 安全保障上の理由：誤作動や誤認、サイバー攻撃による偶発的核戦争のリスク（アクシデントのリスク）が常にあり、核がある限り人類は滅亡の確率と隣り合わせであること。
- (3) 経済的理由：年間13兆円ものコスト（機会費用）がかかり、他の社会課題解決のリソースを奪っていること。

これらを整理し、「だからこそ、核抑止に頼るよりも、核廃絶を目指す方が合理的で現実的なんだ」というロジックを、自分の中で組み立ててみてください。

視点2：What（そのために何が必要なのか）

2つ目は、「What」、つまり具体的な解決策の中身を知ることです。「核をなくそう」というスローガンだけでは世界は変わりません。

どうやって核弾頭を解体し、それを検証するのか（科学的検証）。

核がない世界で、どうやって各国の安全を保障するのか（共通安全保障）。

核物質を二度と兵器転用させないための管理体制はどうあるべきか。

これらは専門的な分野ですが、皆さんが大学で学んでいる法律、経済、科学、歴史、心理学など、あらゆる学問がこの「What」の答えにつながっています。自分の専攻分野から、核廃絶に必要なピースを見つけてみてください。

視点3：How（どのように実現するか）

そして3つ目は、「How」、どうやって実現するかというプロセスです。ここには、私たち市民社会の役割があります。正しい理屈（Why）と、必要な政策（What）があっても、それを実行する政治的な意志（Political Will）がなければ動きません。その意志を作らせるのは、主権者である私たち市民の声です。具体的には何ができるでしょうか。

- (1) 学ぶこと：今日聞いたような話を、さらに自分で調べてみてください。知ることは力です。
- (2) 話すこと：家族や友人に、「今日こんな話を聞いたよ」と話してみてください。対話こそが、無関心を打ち破る第一歩です。
- (3) 動くこと：私たちのような NGO のイベントに参加したり、SNS で発信したり、あるいは選挙の際に候補者の核政策をチェックして投票したりすること。
- (4) お金の流れを変えること：自分の預金が核兵器に使われていないかチェックする「ダイベストメント」も有効な手段です。

結 び

皆さんには、この大学での4年間を通じて、ぜひ色々なことを勉強していた

だきたいです。核問題は、遠い空の上の話ではなく、私たちが生きる社会の土台に関わる問題です。そして、被爆者の平均年齢は85歳を超えました。「生きているうちに核のない世界を見たい」という彼らの願いに、私たちはどう応えるのか。

「微力だけど、無力ではない」。これは、高校生平和大使たちがよく使う言葉です。一人ひとりの力は小さいかもしれないけれど、決して無力ではありません。歴史を変えてきたのは、いつの時代も、「おかしい」と声を上げた名もなき市民たちの連帯でした。

核兵器のない世界は、夢物語ではなく、私たちが選択し、作り上げる現実です。今日が、皆さんにとってその一歩を考えるきっかけになれば幸いです。

ご清聴ありがとうございました。

※本稿は2025年6月6日に創価大学で行われた講演の抄録であり、本稿で言及されているデータなどは当時のものです。

書 評

永井隆長崎医科大学博士遺著『長崎の鐘』再読 —被爆80年と被団協ノーベル平和賞の時空間から—

創価大学大学院国際平和学研究科客員教授 田 中 福一郎*

被爆80年の節目を越えた現代——。被爆当時、放射線医師として地獄さながらのなか犠牲者救護に全力を尽くし、数年後に白血病で逝去を遂げた長崎医科大学医師永井隆博士——。その遺著「長崎の鐘」（『永井隆全集 全一卷』講談社、1971年刊）につき、私自身の外務省核軍縮実務経験も踏まえ、その研究者の一人として読み直す僅かながらの予備的論考を、玉井秀樹本学平和問題研究所長、小出稔本学大学院国際平和学研究科長のご高配を賜り記させて戴けることに深謝申し上げる次第である。

はじめに、作者による次のような語りかけを、「ウクライナ戦争による核危機の忘却の終わり」という現実に気づかされた今こそ、深く傾聴したいと思う。

— 「八月十日の太陽は、いつものように平凡に金毘羅山から顔を出したが、その光を迎えたのは美しい浦上ではなくて、灰の浦上であった。生ける町ではなくて死の丘であった。工場は無造作に押し、ひしゃがまれて煙突は折れ、商店街は瓦礫の浜となり、住宅地はただ石垣の段ばかり、畑は禿げ、林は燃え、森の巨木はマッチを並べたように倒され、満目荒涼、犬一匹生きて動くものはない。夜半突然火を発した天主堂が、紅蓮の焰を上げて最後のピリオドを打っている。」 —

つづいて、永井博士は、つぎのように問う。

— 「この放射原子雲の流れゆく果ては何処か。前途は凶か吉か？ 正か、

はたまた邪か？」

そして、

— 「私は放射能雲の妖しく輝いて低迷する空を胸のつまる想いで眺めていた」 — としている。

この歴史の証言をもってして、博士が実体験された長崎の原爆被爆の実相は壮絶である。本著は、まさに医師としての倫理と医療使命感、被爆の惨状の記録、そしてそれを超えた祈りの視点を記すことで、沈黙しがちだった被爆体験を日本社会へ掘り起こした著作に外ならないものとする。

私の義父は山口県で四十余年の小学校教員を務めていた。そのことも縁であるからか永井博士の話をしてきていた。私はその義父の思いも胸に、いま本学教員として講義科目に世界市民教育演習を担当し、原爆被爆と核廃絶につき私と同じ戦後生まれの学生に語らせていただいている。

私の科目は全学部共通であるため様々な関心を持った学生が聴講しており、その中に、中学生の頃からロシア文化に興味を惹かれロシア語を学んできているという女子学生がいた。

ある日、彼女から今のロシアとウクライナについて自身が書いたエッセイを私に読んでほしいと手渡された。引き込まれて読んでいるうちに私はその中の次の一文に目頭が熱くなった。

「いままでにロシアにいる11人の友人がウクライナ戦争に行った。多すぎると私は思っているのだが、状況が完璧に解るわけではないので、この人数は多くはないのかもしれない。直近で戦争に行った友人は私とほぼ変わらない歳だ。絶対に帰ってくるから、また話そうねと言って。未だに、戦争に行く彼らになんて声をかけていいかわからない。何人かは死亡した報告が友人のグループから来た。私がひとりひとりのことを語るができるときはいつになるだろう。私はただ、彼らにロシア語をおしえてもらって、日本語を教えて、楽しく話をしていたかっただけだ。笑い合っていたかっただけ。」と。

その女子学生の異国の友人を想う言葉が私の脳裏を離れない。まさに、戦争ほど悲惨なものはない。戦争ほど残酷なものはない。長崎の被爆の実相とウクライナ戦争の実相が私の胸奥に交差して響きわたる。

永井博士は爆心地に近い長崎大学医学部棟で被爆。右側頭動脈切断の重症を負いながら被爆者の救護活動に挺身した（その後数年後に核被爆症死）。妻は被爆で即死、幼子が残された。

— ちしろ、ちしろ、と虫がなく。抱き寝の茅乃がしきりに乳をさぐる。さぐりさぐって父だと気づいたか、声をころして忍び泣きをはじめた。泣きながらやがてまた寝息にかわる。私だけじゃない。この原子野に今宵いま幾人の孤児が泣き、やもめが泣いていることであろう。 —

永井博士の魂の声を聞くと、わたしたちは本当に手遅れにならないうちに、平和を訴える声をもっと挙げなくてはという思いに心を揺さぶられる。

核戦争の悲劇をただ歴史の一コマの風化にまかせてよいのだろうか。

私自身これまでに積み重ねてきた仕事柄、ある危惧を抱いている。それは総務省統計局のデータで、先の戦争を自らの体験として有している人々（敗戦時10歳以上とする）について日本の総人口に占める割合が、すでに2013年の段階で10%を切ってしまうという状況である。それで果たして次の世代に戦争の実相が正しく伝えられるだろうか。すなわち、今の時代のロシアとウクライナの戦争が日本の戦後世代に実感として惻々と捉えられているだろうか、と危惧されるものである。

一昨年、戦後79年でノーベル平和賞を受賞した日本被団協の平均年齢も、いまや86歳を超えている。まさに核戦争の記憶の継承こそ現世代の残された急務であり責務でなければならないであろう。

そして、まさにこの時において、原爆被爆者の声の結集でもある日本被団協がオスロでノーベル平和賞を受賞したのは、核戦争の記憶の継承がいまこそ世界で求められているからではないだろうか。

すなわち、歴代で最も若いとされる四十歳の平和賞選考委員長の次の言葉に私はその思いを新たにした。

「いつの日か、私たちのなかで歴史の証人としての被爆者はいなくなるだろう。しかし、記憶を残すという強い文化意識と継続的な取り組みで、日本の新しい世代が被爆者の経験とメッセージを継承している。彼らは世界中の人々を

刺激し、教育している。それによって彼らは、人類の平和な未来の前提条件である核のタブーを維持することに貢献している。

2024年のノーベル平和賞を日本被団協に授与するという決定は、アルフレッド・ノーベルの遺言にしっかりと根ざしている。」と。

永井博士は、その遺著「長崎の鐘」最終章の中で、人類は原子時代に入って幸福になるであろうか？それとも悲惨になるであろうか？と問い、次のように吐露している。「人類は今や自ら獲得した原子力を所有することによって、自らの運命の存続の鍵を所有することになったのだ。思いをここに致せば、まことに慄然たるものがあり、正しき宗教以外にはこの鍵をよく保管し得るものはないという気がする。」と。

ここで私は世界桂冠詩人である本学創立者が詩に託して被爆者の思いに生命の奥深くで同苦されていたことに深い感動を禁じ得なかったことを申し述べたい。それはかつて、「平和の鐘 虹光る長崎」という長編詩を長崎の同志に贈られているその心に触れたときである。そのご遺志をここに謹んで抜粋させていただきます。

「平和は
決して与えられるものではない
自らの意志で
自らの手で
額に汗し 語り 動き
岩盤をこぶして砕くが思いで
戦い 勝ち取るものだ

わが心の平和図には
常に長崎があり
あなたたちの雄姿をば
思いえがいて

私は 平和旅を続けた

持続は力だ

蓄積は力だ

一つ一つの行動の積み重ねは

着実にして 間断なき

信念の歩みは

必ずや 壮大な理想の虹を

人類の頭上に懸けゆこう

一波が万波を呼ぶように

波浪が巖を削るがごとくに

ピース・フロム・ナガサキ

長崎こそ

永遠の平和の故郷だ

生命の光彩輝く

歓喜のスクラムを組みつつ

この街に あの丘に

世界の空に

高らかに また 高らかに

平和の鐘を打ち鳴らすのだ

最後に、原爆被爆80年を越えた今このとき、永井博士の「長崎の鐘」のラストフレーズに込められた祈りをもって、この稿の結語に代えさせていただきたい。平和への記憶の継承を願いつつ。

それは「長崎の鐘」すなわち浦上天主堂の廃虚から掘り出された鐘が、平和を祈って鳴り響く場面である。

— 「カーン、カーン、カーン」澄みきった音が平和を祝福してつたわってくる。事変以来長いこと鳴らすことを禁ぜられた鐘だったが、もう二度

と鳴らずの鐘となることがないように、世界の終りのその日の朝まで平和の鐘を伝えるように、「カーン、カーン、カーン」とまた鳴る。人類よ、戦争を計画してくれるな。原子爆弾というものが故に、戦争は人類の自殺行為にしかならないのだ。希わくはこの浦上をして世界最後の原子野たらしめ給えと。鐘はまだ鳴っている。――

* 筆者は前駐ウィーン国際機関日本政府代表部総括公使（ハーグ弾道ミサイル不拡散国際規範委員会政府代表）、元内閣府国立公文書館アジア歴史資料センター次長 / 外務省国際情報研究官 / 英国ケンブリッジ大学大学院 LL.M. 等を経て現職、および本学学士課程教育機構客員教授（東京通信大学平和学客員特任講師 / 日本軍縮学会会員兼任）。専門は国際平和法哲学 / 近代外交思想史 / 比較文明論研究。

研究所報

活動報告

1. 以下の通り、創価大学平和問題研究所運営委員会を開催した。

第1回運営委員会 2025年7月23日（オンライン）

※平和問題研究所客員研究員委嘱について審議し、了承された。

第2回運営委員会 2025年11月13日（オンライン）

※以下の事項について報告、審議し、了承された。

①2026年度平和問題研究所活動計画

②2026年度研究所予算計画

2. 創価大学、韓国・慶南大学、台湾・中国文化大学の3大学による国際会議「ピース・フォーラム」を2025年6月13日に慶南大学（昌原市馬山）にて開催した。

プログラムは以下の通り。

Peace Forum 2025

The prospects for changes in the situation of Northeast Asia
and the responses of the three countries with regard to the launch of
the second term of Trump

Opening Ceremony

Greetings from the host Jae Kyu Park (President, Kyungnam University)

Opening Remarks Chia-Chuen Chang (Chinese Culture University)

Opening Remarks Mika Suzuki (President, Soka University)

Session I : Prospects for the South Korea's Northeast Asia Policy

Moderator Jae-wook Cho (Kyungnam University)

Presentation

South Korea's New Government: Northeast Asia Policy Proposal with a Focus on North Korea

Young Joon Choi (Kyungnam University)

Discussants: Hideki Tamai (Soka University) Chia-yin Wei (Chinese Culture University)

Session II : Prospects for Changes in U.S.-China-Russia Relations and Japan's Response

Moderator Jae-wook Cho (Kyungnam University)

Presentation

The Strategic Triangle and Japan: Changes in U.S.-China-Russia Relations with the Second Trump Administration and Japan's Response

Minoru Koide (Soka University)

Discussants: Eul-Chul Lim (Kyungnam University) Roger S. Chen (Chinese Culture University)

Session III : Prospects for Changes in the Cross-Strait Relations and Taiwan's Response

Moderator Jae-wook Cho (Kyungnam University)

Presentation

Using AI Technology to Construct an Early Warning Model for Taiwan Strait

Chia-Chuen Chang (Chinese Culture University)

Discussants: Sang Man Lee (Kyungnam University) Jonathan Luckhurst
(Soka University)

3. 世界政治学会 (International Political Science Association, IPSA) ソウル世界大会 (2025年7月12日～7月16日 ソウル the Coex Convention Center) にて、以下のセッションを開催、参加した。

**Subregional Governance and Intercity Networks in East Asia:
The Case of Marine Environmental Management**

Chair: Hanssen, Ulv – Soka University, Japan

Discussants:

Tolentino, Elaine – De La Salle University Manila, Philippines

Tamai, Hideki – Soka University, Japan

Papers:

**PEMSEA Cooperation and China-Philippines Relations: Towards
Institution Building in the East Asian Subregion**

Trinidad, Dennis – De La Salle University Manila, Philippines

**The New Subregionalism in East Asia: Marine Ecosystem-Based Network
Governance**

Nakayama, Kenji – Soka University, Japan

**Examining the PEMSEA Network of Local Governments (PNLG) within
the Ecosystem of Transnational Environmental Urban Exchange**

Pejic, Daniel – University of Melbourne, Australia

**Conditions for Multilateral Maritime Governance Collaboration in East
Asia**

Gao, Xiang – Ocean Policy Research Institute / Sasakawa Peace
Foundation, Japan

Chinese cities & international climate governance exchange

Leffel, Benjamin – University of Nevada, Las Vegas, United States

Peace Philosophy and Movement: From Conflict to Dialogue

Chair: Oh, Young-dahl – Chungnam National University, South Korea

Co-Chair: Tamai, Hideki – Soka University, Japan

Discussants:

Hanssen, Ulv – Soka University, Japan

Yeo, Youngyun – Korea University, South Korea

Lee, Aura (WoonHwa) – DePaul University, United States

Papers:

Theoretical Foundations and Practical Measures of Peace Ideology:

Focusing on the Daisaku Ikeda's Peace Movement

Kwon, Chanho – Eunpyeongku Lifelong Learning Center, South Korea

An Unfinished Mission: A Plea for Peace in an Era of Civilizational Transformation

Park, Yong-Seung – Kyung Hee University, South Korea

Intercultural Dialogue for Peace: Contemporary Conflicts and Daisaku Ikeda's Vision for a Culture of Peace

Kim, Andrew Eungi – Korea University, South Korea

The Peace Movements and its Practices Achieved by Dr. Young Seek Choue

Ha, Young-ae – Kyung Hee University, South Korea

4. 英国・バッキンガム大学「池田大作国連研究学会」と合同シンポジウム開催。2025年12月11日にオンラインシンポジウムを以下の通り開催した。

The DIASUNS Symposium

Managing Strategic Risks and Crisis Response Mechanisms in East Asia

Opening Remarks

Professor Julian Richards

Director, (Centre for Security and Intelligence Studies, Buckingham
(BUCSIS))

Introductory Remarks

Dr Kazuhiro Tobisawa, Convenor, DIASUNS

Honorary Senior Research Fellow, BUCSIS

Presentations:

Managing Strategic Risks and Crisis Response Mechanisms in East Asia

Mr. Mark Seddon, Head of Centre for United Nations Studies and
Advisor of DIASUNS

Crisis Management between Japan and China

Professor Dr. Minoru Koide, Dean, School of International Peace
Studies (SIPS)

The diplomatic practice of 'strategic ambiguity' in East Asian relations

Professor Dr. Jonathan Luckhurst, SIPS

Director of the Global Governance Center

The role of asymmetric information in crisis management

Professor Dr. Hartmut Lenz, SIPS

Director of the Global Governance Center

Presentation: (tentative)

Concluding Remarks

Professor Hideki Tamai, Vice President of Soka University

Dean of Faculty of Letters, Director of SUPRI

5. 別掲の通り、平和講座／広島・長崎講座（共通科目「平和と人権」[春期]・「環境と開発」[秋期]）および創価高校「平和学入門」への出講を行った。

2025年度春期「平和と人権」（平和講座）実施状況

No.	日付	講師 / テーマ
1	4月11日	ガイダンス 玉井秀樹教授（文学部長・平和問題研究所所長）
2	4月18日	広島・長崎講座① 【講義】平和学への招待 ― 核戦争の危機と平和学の誕生 玉井秀樹教授（文学部・平和問題研究所所長）
3	4月25日	広島・長崎講座② 【講義】原爆の記憶とアジアにおける平和創造 中山賢司准教授（法学部）
4	5月2日	広島・長崎講座③ 【講座】「ヒロシマから未来へ～核兵器のない平和な世界を目指して～」 西村宏子氏（平和学習講座講師）
5	5月9日	広島・長崎講座④ 【講座】「現下の国際情勢と平和に向けた被爆地広島・平和首長会議の取組」 香川剛廣理事長（広島平和文化センター）
6	5月16日	広島・長崎講座⑤ 【講話】「核兵器は何をもたらすのか ― 被爆体験講話」 八幡照子氏（被爆体験証言者）
7	5月23日	広島・長崎講座⑥ 【講話】「広島の平和への取組 ― 核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指して」 西田満氏（広島平和文化センター 平和学習課長）

8	5月30日	広島・長崎講座⑦ 【講義】「核兵器は何をもたすのか — 被爆体験伝承講話」 青木圭子氏（被爆体験伝承者）
9	6月6日	広島・長崎講座⑧ 【講義】「『核兵器のない世界』の現在地」 浅野英男氏（核兵器をなくす日本キャンペーン）
10	6月13日	【平和講座】（難民研究講座） 平和と人権 — UNHCR の取り組み 工藤浩一氏（UNHCR 駐日代表事務所 上級渉外担当官）
11	6月20日	【講義】（難民研究講座） 移民・難民問題と多文化社会 (1) 蔦木文湖助教（平和問題研究所）
12	6月27日	【講義】（難民研究講座） 移民・難民問題と多文化社会 (2) 蔦木文湖助教（平和問題研究所）
13	7月4日	【講義】 貧困と健康からみる人間の安全保障 (1) 佐々木諭教授（看護学部長）
14	7月11日	【講義】 貧困と健康からみる人間の安全保障 (2) 佐々木諭教授（看護学部長）
15	7月18日	リフレクション「現代世界の平和問題」 玉井秀樹教授（文学部長・平和問題研究所 所長）

2025年度秋期「環境と開発」（平和講座）実施状況

No.	日付	講師 / テーマ
1	9月12日	ガイダンス 玉井秀樹教授（文学部長・平和問題研究所 所長）
2	9月19日	【講義】 生物多様性と自然環境保全のために 久米川宣一准教授（理工学部）
3	9月26日	【講義】 平和学への招待 — 人間の安全保障と SDGs 玉井秀樹教授（文学部長・平和問題研究所 所長）
4	10月3日	【平和講座】 SDGs の達成にどう取り組むべきか 長谷川祐弘氏（日本国際平和構築協会 理事長）
5	10月17日	【講義】 SDGs 達成への課題 — 開発経済学の視点 (1) 内海友子准教授（国際教養学部）

6	10月24日	【講義】SDGs 達成への課題 — 開発経済学の視点 (2) 内海友子准教授 (国際教養学部)
7	10月31日	【講義】食糧問題を考える 近真美津子教授 (経済学部)
8	11月7日	【講義】国連2030アジェンダにおける LNOB (誰一人置き去りにしない) の理念と私たちの生き方 高木功教授 (経済学部)
9	11月14日	【平和講座】FAO のミッションと SDG 達成への取り組み 上本真紀子氏 (FAO 駐日連事務所・リエゾンオフィサー)
10	11月21日	【平和講座】平和と持続可能な開発の相互関係 — UN80 の選択肢 近藤哲生教授 (上智大学特任教授)
11	11月28日	【講義】持続可能な開発と国際協力 (1) 掛川三千代教授 (経済学部)
12	12月5日	【講義】持続可能な開発と国際協力 (2) 掛川三千代教授 (経済学部)
13	12月12日	【平和講座】SDGs 達成への課題 — UNDP の取り組み 横田未生氏 (UNDP パートナーシップ専門官)
14	12月19日	【講義】環境法と環境マネジメント 朝賀広伸教授 (法学部長)
15	1月16日	リフレクション「現代世界の平和問題」 玉井秀樹教授 (文学部長・平和問題研究所所長)

創価高校「平和学入門」出講状況

No.	日付	講師 / テーマ
1	4月18日	保守主義と自由主義と批判主義の意見を組み立てよう 小出稔教授 (国際平和学研究科長)
2	5月2日	いのちの格差 — 世界の子どもの未来を守る 佐々木論教授 (看護学部長)
3	5月16日	WHY NATIONS FAIL? — アセモグル、ロビンソン理論の妥当性を一緒に考えよう — 杉本一郎教授 (国際教養学部長)

4	6月20日	自由・正義・慈愛という価値の実現：平和創造の要件 高木功教授（経済学部）
5	9月12日	植物を活用した身近な環境改善法と世界的な環境問題との接点 久米川宣一准教授（理工学部）
6	10月10日	多文化共生とは何か考えよう 玉井秀樹教授（文学部長・平和問題研究所所長）
7	10月24日	平和学と難民問題～もしも難民になったら 蔦木文湖助教（平和問題研究所）
8	11月7日	SGDs と農業・食料 近貞美津子教授（経済学部）
9	11月21日	よりよい地球環境をめざして 朝賀広伸教授（法学部長）
10	1月16日	アジアの平和創造：〈政策的思考〉を鍛える 中山賢司准教授（法学部）

創大平和研究

第40号

2026年3月16日発行

発行者 創価大学平和問題研究所
〒192-8577
東京都八王子市丹木町1-236
TEL : 042-691-8490
<https://www.soka.ac.jp/pri/>
印刷所 株式会社 清水工房



SOKA University